



発行 新潟県

号外 2
令和2年3月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 12 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 13 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報政策課）
- 14 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（廃棄物対策課）
- 15 新潟県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則（医務薬事課）
- 16 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医師・看護職員確保対策課）
- 17 新潟県食品衛生法施行細則及び新潟県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 18 新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 19 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（産業立地課）
- 20 新潟県景観審議会規則（都市政策課）
- 21 新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（建築住宅課）
- 22 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

病院局管理規程

- 2 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 3 新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 4 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

企業局管理規程

- 2 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程（企業局総務課）
- 3 新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

人事委員会規則

- 6-1840 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1841 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

教育委員会規則

- 2 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）



技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第12号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
<b>別表第4（第6条関係）</b>					<b>別表第4（第6条関係）</b>				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
58	(略)	<b>45</b>	(略)		58	(略)	<b>46</b>	(略)	
59		46			59		47		
60		46			60		48		
61		47			61		49		
62		47			62		49		
63		48			63		50		
64		48			64		50		
65		49			65		51		
66		50			66		51		
67		51			67		52		
(略)					(略)				
106	<b>56</b>	(略)			106	<b>57</b>	(略)		
(略)					(略)				
109	<b>57</b>	(略)			109	<b>58</b>	(略)		
110	<b>57</b>				110	<b>58</b>			
(略)					(略)				
112	<b>58</b>	(略)			112	<b>59</b>	(略)		
113	<b>58</b>				113	<b>59</b>			
114	<b>58</b>				114	<b>59</b>			
115	<b>59</b>				115	<b>60</b>			
116	<b>59</b>				116	<b>60</b>			
117	<b>59</b>				117	<b>61</b>			
118	<b>59</b>				118	<b>61</b>			
119	<b>60</b>				119	<b>62</b>			
120	<b>60</b>				120	<b>62</b>			
121	<b>61</b>				121	<b>63</b>			
(略)					(略)				

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
------	----	----	----	----	----

号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	132,300	183,600	205,200	231,500	264,200
2	133,200	185,100	206,400	233,100	266,000
3	134,200	186,600	207,800	234,600	267,800
4	135,100	188,000	209,100	236,200	269,900
5	136,100	189,200	210,400	237,600	271,600
6	137,100	190,700	211,800	239,300	273,400
7	138,100	192,100	213,200	240,800	275,200
8	139,100	193,400	214,600	242,400	277,200
9	139,900	194,800	215,900	243,500	279,200
10	140,900	195,800	217,500	245,000	281,200
11	141,900	197,100	219,100	246,600	283,100
12	143,000	198,200	220,500	247,900	285,000
13	143,800	199,400	221,700	249,400	287,000
14	144,800	200,500	223,200	250,800	288,900
15	145,800	201,600	224,700	252,100	290,800
16	146,800	202,700	226,000	253,500	292,600
17	147,900	203,600	226,900	255,000	294,400
18	149,200	204,700	227,600	256,500	296,400
19	150,400	205,700	228,500	258,200	298,500
20	151,600	206,700	229,500	260,000	300,500
21	152,700	207,600	230,300	261,600	302,400
22	153,900	208,700	231,800	263,300	304,500
23	155,100	209,800	233,100	264,900	306,500
24	156,300	210,800	234,200	266,500	308,600
25	157,400	211,700	235,600	268,400	310,300
26	158,900	212,600	236,900	270,200	312,400
27	160,400	213,300	238,200	271,900	314,400
28	161,900	214,200	239,500	273,600	316,400
29	163,300	215,100	240,300	275,300	318,100
30	164,700	216,300	241,500	277,000	320,100
31	166,200	217,300	242,800	278,800	322,200
32	167,700	218,200	243,900	280,300	324,300
33	169,100	218,800	245,000	281,800	325,500
34	170,900	220,000	246,200	283,700	327,500
35	172,700	221,100	247,300	285,500	329,400
36	174,500	222,300	248,500	287,400	331,500
37	176,200	222,800	249,800	289,000	333,400
38	177,900	223,900	250,800	290,700	335,300
39	179,600	225,100	252,100	292,500	337,300

40	181,300	226,100	253,400	294,300	339,200
41	182,800	226,900	254,400	295,800	341,100
42	184,200	228,100	255,600	297,500	343,000
43	185,500	229,100	256,500	299,000	344,800
44	186,900	230,200	257,800	300,600	346,700
45	188,400	231,300	258,600	302,200	348,200
46	189,700	232,200	259,600	303,900	349,600
47	191,100	233,300	260,700	305,500	351,100
48	192,500	234,300	261,600	307,200	352,600
49	193,800	235,300	262,800	308,100	354,200
50	194,900	236,300	263,800	309,600	355,000
51	196,000	237,300	264,900	311,100	356,200
52	197,200	238,300	265,600	312,700	357,200
53	198,300	239,400	266,500	314,300	358,100
54	199,400	240,400	267,600	315,900	359,200
55	200,300	241,100	268,800	317,500	360,100
56	201,400	241,800	270,000	319,000	361,200
57	202,500	242,700	270,800	320,500	362,100
58	203,500	243,600	271,800	321,700	362,800
59	204,500	244,500	272,900	322,900	363,500
60	205,500	245,200	273,900	324,100	364,200
61	206,600	246,000	274,900	324,800	364,600
62	207,500	246,900	276,000	325,700	365,200
63	208,400	247,800	276,800	326,500	365,900
64	209,300	248,700	277,900	327,300	366,600
65	210,000	249,500	278,700	328,200	366,900
66	210,800	250,300	279,500	328,600	367,600
67	211,500	251,100	280,300	329,300	368,300
68	212,300	251,800	281,100	330,100	369,000
69	212,700	252,500	281,700	330,900	369,300
70	213,300	253,100	282,500	331,600	369,900
71	213,600	253,500	283,300	332,300	370,600
72	214,000	253,900	284,000	333,000	371,200
73	214,200	254,100	284,800	333,500	371,500
74	214,600	254,500	285,500	334,100	372,100
75	215,100	255,000	286,300	334,600	372,800
76	215,700	255,500	287,100	335,200	373,400
77	215,900	255,800	287,700	335,500	373,800
78	216,600	256,200	288,200	336,000	374,300
79	217,100	256,700	288,700	336,400	374,900
80	217,600	257,200	289,100	336,900	375,400

81	218,300	257,500	289,500	337,300	375,900
82	218,600	257,800	289,900	337,800	376,500
83	219,200	258,100	290,400	338,300	377,000
84	219,900	258,400	290,900	338,800	377,300
85	220,500	258,600	291,300	339,100	377,700
86	220,900	258,800	291,900	339,500	378,200
87	221,300	259,100	292,500	340,000	378,600
88	222,000	259,400	293,100	340,400	379,000
89	222,500	259,600	293,400	340,700	379,400
90	223,000	259,800	293,900	341,100	379,900
91	223,500	260,200	294,400	341,600	380,300
92	223,900	260,400	294,800	342,000	380,700
93	224,300	260,700	295,200	342,200	381,000
94	224,700	261,100	295,700	342,600	
95	225,100	261,400	296,200	343,100	
96	225,400	261,700	296,700	343,500	
97	225,700	261,900	297,000	343,700	
98	226,200	262,200	297,400	344,100	
99	226,700	262,400	297,900	344,500	
100	227,200	262,700	298,400	344,800	
101	227,600	263,000	298,800	345,100	
102	228,100	263,200	299,200	345,500	
103	228,700	263,500	299,500	345,900	
104	229,300	263,800	299,800	346,300	
105	229,700	264,000	300,100	346,800	
106	230,200	264,200	300,500	347,200	
107	230,500	264,500	300,900	347,600	
108	230,900	264,700	301,300	348,000	
109	231,100	265,000	301,600	348,500	
110	231,500	265,300	302,000	348,900	
111	232,000	265,600	302,400	349,200	
112	232,400	265,800	302,700	349,500	
113	232,600	266,000	302,900	350,000	
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		

121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	
130		270,300	307,200	
131		270,600	307,500	
132		270,900	307,700	
133		271,100	307,900	
134		271,300		
135		271,600		
136		271,900		
137		272,100		

第3条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	132,300	183,600	205,200	231,500	264,200
2	133,200	185,100	206,400	233,100	266,000
3	134,200	186,600	207,800	234,600	267,800
4	135,100	188,000	209,100	236,200	269,900
5	136,100	189,200	210,400	237,600	271,600
6	137,100	190,700	211,800	239,300	273,400
7	138,100	192,100	213,200	240,800	275,200
8	139,100	193,400	214,600	242,400	277,200
9	139,900	194,800	215,900	243,500	279,200
10	140,900	195,800	217,500	245,000	281,200
11	141,900	197,100	219,100	246,600	283,100
12	143,000	198,200	220,500	247,900	285,000
13	143,800	199,400	221,700	249,400	287,000
14	144,800	200,500	223,200	250,800	288,900
15	145,800	201,600	224,700	252,100	290,800
16	146,800	202,700	226,000	253,500	292,600
17	147,900	203,600	226,900	255,000	294,400
18	149,200	204,700	227,600	256,500	296,400

19	150,400	205,700	228,500	258,200	298,500
20	151,600	206,700	229,500	260,000	300,500
21	152,700	207,600	230,300	261,600	302,400
22	153,900	208,700	231,800	263,300	304,500
23	155,100	209,800	233,100	264,900	306,500
24	156,300	210,800	234,200	266,500	308,600
25	157,400	211,700	235,600	268,400	310,300
26	158,900	212,600	236,900	270,200	312,400
27	160,400	213,300	238,200	271,900	314,400
28	161,900	214,200	239,500	273,600	316,400
29	163,300	215,100	240,300	275,300	318,100
30	164,700	216,300	241,500	277,000	320,100
31	166,200	217,300	242,800	278,800	322,200
32	167,700	218,200	243,900	280,300	324,300
33	169,100	218,800	245,000	281,800	325,500
34	170,900	220,000	246,200	283,700	327,500
35	172,700	221,100	247,300	285,500	329,400
36	174,500	222,300	248,500	287,400	331,500
37	176,200	222,800	249,800	289,000	333,400
38	177,900	223,900	250,800	290,700	335,300
39	179,600	225,100	252,100	292,500	337,300
40	181,300	226,100	253,400	294,300	339,200
41	182,800	226,900	254,400	295,800	341,100
42	184,200	228,100	255,600	297,500	343,000
43	185,500	229,100	256,500	299,000	344,800
44	186,900	230,200	257,800	300,600	346,700
45	188,400	231,300	258,600	302,200	348,200
46	189,700	232,200	259,600	303,900	349,600
47	191,100	233,300	260,700	305,500	351,100
48	192,500	234,300	261,600	307,200	352,600
49	193,800	235,300	262,800	308,100	354,200
50	194,900	236,300	263,800	309,600	355,000
51	196,000	237,300	264,900	311,100	356,200
52	197,200	238,300	265,600	312,700	357,200
53	198,300	239,400	266,500	314,300	358,100
54	199,400	240,400	267,600	315,900	359,200
55	200,300	241,100	268,800	317,500	360,100
56	201,400	241,800	270,000	319,000	361,200
57	202,500	242,700	270,800	320,500	362,100
58	203,500	243,600	271,800	321,700	362,800
59	204,500	244,500	272,900	322,900	363,500

60	205,500	245,200	273,900	324,100	364,200
61	206,600	246,000	274,900	324,800	364,600
62	207,500	246,900	276,000	325,700	365,200
63	208,400	247,800	276,800	326,500	365,900
64	209,300	248,700	277,900	327,300	366,600
65	210,000	249,500	278,700	328,200	366,900
66	210,800	250,300	279,500	328,600	367,600
67	211,500	251,100	280,300	329,300	368,300
68	212,300	251,800	281,100	330,100	369,000
69	212,700	252,500	281,700	330,900	369,300
70	213,300	253,100	282,500	331,600	369,900
71	213,600	253,500	283,300	332,300	370,600
72	214,000	253,900	284,000	333,000	371,200
73	214,200	254,100	284,800	333,500	371,500
74	214,600	254,500	285,500	334,100	372,100
75	215,100	255,000	286,300	334,600	372,800
76	215,700	255,500	287,100	335,200	373,400
77	215,900	255,800	287,700	335,500	373,800
78	216,600	256,200	288,200	336,000	374,300
79	217,100	256,700	288,700	336,400	374,900
80	217,600	257,200	289,100	336,900	375,400
81	218,300	257,500	289,500	337,300	375,900
82	218,600	257,800	289,900	337,800	376,500
83	219,200	258,100	290,400	338,300	377,000
84	219,900	258,400	290,900	338,800	377,300
85	220,500	258,600	291,300	339,100	377,700
86	220,900	258,800	291,900	339,500	378,200
87	221,300	259,100	292,500	340,000	378,600
88	222,000	259,400	293,100	340,400	379,000
89	222,500	259,600	293,400	340,700	379,400
90	223,000	259,800	293,900	341,100	379,900
91	223,500	260,200	294,400	341,600	380,300
92	223,900	260,400	294,800	342,000	380,700
93	224,300	260,700	295,200	342,200	381,000
94	224,700	261,100	295,700	342,600	381,500
95	225,100	261,400	296,200	343,100	381,900
96	225,400	261,700	296,700	343,500	382,300
97	225,700	261,900	297,000	343,700	382,600
98	226,200	262,200	297,400	344,100	383,100
99	226,700	262,400	297,900	344,500	383,500
100	227,200	262,700	298,400	344,800	383,900

101	227,600	263,000	298,800	345,100	384,200
102	228,100	263,200	299,200	345,500	
103	228,700	263,500	299,500	345,900	
104	229,300	263,800	299,800	346,300	
105	229,700	264,000	300,100	346,800	
106	230,200	264,200	300,500	347,200	
107	230,500	264,500	300,900	347,600	
108	230,900	264,700	301,300	348,000	
109	231,100	265,000	301,600	348,500	
110	231,500	265,300	302,000	348,900	
111	232,000	265,600	302,400	349,200	
112	232,400	265,800	302,700	349,500	
113	232,600	266,000	302,900	350,000	
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

第4条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 <u>第7条の規定に基づき一般職員の例により期末手当基礎額の加算を受けることと定められた職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)の給料月額は、第3条から第6条までの規定(以下「第3条等の規定」という。)にかかわらず、第3条等の規定に基づき定められた額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p> <p>(1) <u>令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間 100分の1</u></p> <p>(2) <u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間 100分の0.5</u> (地域手当の額の特例)</p> <p>8 <u>特例期間の地域手当の額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき一般職員の例により定められた額から第3条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額の算出の基礎となる地域手当の月額は、第7条の規定に基づき一般職員の例により定められた額とする。</u></p> <p>(期末手当及び勤勉手当の額の特例)</p> <p>9 <u>特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき一般職員の例により定められた額から当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～6 (略)</p>

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この規則中第1条及び第2条の規定は公布の日から、その他の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。  
(昇格時号給対応表の改正に伴う経過措置)
- 3 平成31年4月1日から第1条の規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)別表第4の規定による号給が同条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)別表第4の規定による号給に達しない職員、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第4の規定にかかわらず、改正前の規則別表第4の規定による号給とするものとする。

- 4 一部施行日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。  
(給与の内払)
- 5 第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。  
(施行細則)
- 6 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年3月26日

新潟県知事 花角 英世

### 新潟県規則第13号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年新潟県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(条例別表第1の規則で定める事務)	(条例別表第1の規則で定める事務)
<b>第3条</b> (略)	<b>第3条</b> (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、 県立中等教育学校の前期課程における学校給食費 についての援助の対象となる者の認定に関する 事務とする。	6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、 <u>県立中学校及び</u> 県立中等教育学校の前期課程にお ける学校給食費についての援助の対象となる者の 認定に関する事務とする。
7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、 公立の特別支援学校及び <u>県立中等教育学校の前期 課程への就学のため必要な経費の支弁に関する事 務</u> (特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭 和29年法律第144号)によるものを除く。)で、経 費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事 実についての審査又はその資料の提出に対する応 答に関するものとする。	7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、 公立の特別支援学校及び <u>県立中学校(県立中等教 育学校の前期課程を含む。)</u> への就学のため必要 な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学 奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によ るものを除く。)で、経費の算定に必要な資料の受 理、その資料に係る事実についての審査又はその 資料の提出に対する応答に関するものとする。
8 (略)	8 (略)

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第14号**

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年新潟県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第11条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;">(浄化槽管理士の研修)</p> <p><b>第11条の2</b> <u>条例第10条第5項の規則で定める研修は、県若しくは市町村又は次に掲げる事項についての研修を適正かつ確実に行うことができると知事が認めた者が、当該事項について行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>浄化槽に関する行政の動向</u></p> <p>(2) <u>浄化槽の構造及び機能</u></p> <p>(3) <u>浄化槽の保守点検及び清掃の手法</u></p> <p>(4) <u>県内における浄化槽に関する情報</u></p>	<p><b>第11条</b> (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 26 日

新潟県知事 花 角 英 世

### 新潟県規則第15号

新潟県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県覚せい剤取締法施行細則（昭和52年新潟県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県覚せい剤取締法施行細則</u>	<u>新潟県覚せい剤取締法施行細則</u>
(趣旨)	(趣旨)
<b>第 1 条</b> この規則は、 <u>覚せい剤取締法</u> （昭和26年法律第252号。以下「法」という。）及び <u>覚せい剤取締法施行規則</u> （昭和26年厚生省令第30号。以下「省令」という。）並びに <u>新潟県覚せい剤取締法施行条例</u> （平成12年新潟県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	<b>第 1 条</b> この規則は、 <u>覚せい剤取締法</u> （昭和26年法律第252号。以下「法」という。）及び <u>覚せい剤取締法施行規則</u> （昭和26年厚生省令第30号。以下「省令」という。）並びに <u>新潟県覚せい剤取締法施行条例</u> （平成12年新潟県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
(指定申請の添付書類)	(指定申請の添付書類)
<b>第 2 条</b> 法第 4 条第 2 項の規定により <u>覚せい剤施用機関</u> の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	<b>第 2 条</b> 法第 4 条第 2 項の規定により <u>覚せい剤施用機関</u> の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) <u>覚せい剤</u> を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面	(1) <u>覚せい剤</u> を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面
(2) (略)	(2) (略)
2 法第 4 条第 2 項の規定により <u>覚せい剤研究者</u> の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第 2 条第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2 法第 4 条第 2 項の規定により <u>覚せい剤研究者</u> の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第 2 条第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>覚せい剤</u> を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面	(2) <u>覚せい剤</u> を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面
(3) 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは <u>覚せい剤</u> の中毒者であるか否かに関する医師の診断書（別記第 2 号様式）	(3) 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは <u>覚せい剤</u> の中毒者であるか否かに関する医師の診断書（別記第 2 号様式）
(4) (略)	(4) (略)
3 法第30条の 5 において準用する法第 4 条第 2 項	3 法第30条の 5 において準用する法第 4 条第 2 項

の規定により覚醒剤原料取扱者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 覚醒剤原料の保管庫又は保管設備の概要図及びその位置を示す図面
- (3)・(4) (略)
- (5) 申請者(申請者が法人又は団体である場合は、その業務を行う役員。以下この号及び次号において同じ。)に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第2号様式)
- (6) (略)

4 法第30条の5において準用する法第4条第2項の規定により覚醒剤原料研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 覚醒剤原料の保管庫又は保管設備の概要図及びその位置を示す図面
- (3) 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第2号様式)
- (4) (略)

5 (略)

(覚醒剤に関する業務等を適正に行うことができない者)

**第2条の2** 条例第2条第2号カの規則で定める者は、精神の機能の障害により覚醒剤又は覚醒剤原料に関する業務又は研究を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(治療等の考慮)

**第2条の3** 覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、

の規定により覚せい剤原料取扱者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 覚せい剤原料の保管庫又は保管設備の概要図及びその位置を示す図面
- (3)・(4) (略)
- (5) 申請者(申請者が法人又は団体である場合は、その業務を行う役員。以下この号及び次号において同じ。)に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第2号様式)
- (6) (略)

4 法第30条の5において準用する法第4条第2項の規定により覚せい剤原料研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 覚せい剤原料の保管庫又は保管設備の概要図及びその位置を示す図面
- (3) 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第2号様式)
- (4) (略)

5 (略)

(覚せい剤に関する業務等を適正に行うことができない者)

**第2条の2** 条例第2条第2号カの規則で定める者は、精神の機能の障害により覚せい剤又は覚せい剤原料に関する業務又は研究を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(治療等の考慮)

**第2条の3** 覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合にお

当該者の指定をするか否かを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮するものとする。

(業務の廃止等の届出)

**第 3 条** 法第 9 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 30 条の 4 第 1 項の規定による覚醒剤施用機関の開設者等の業務の廃止等の知事に対する届出は、別記第 5 号様式によるものとする。

(指定証の再交付申請)

**第 5 条** 法第 11 条第 1 項 (法第 30 条の 5 において準用する場合を含む。)の規定による覚醒剤施用機関の開設者等の知事に対する指定証の再交付の申請は、別記第 7 号様式によるものとする。この場合において、当該申請が指定証の毀損に係るものであるときは、当該毀損した指定証を添付しなければならない。

(氏名又は住所等の変更届)

**第 6 条** 法第 12 条第 2 項又は第 3 項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の氏名又は住所等の変更の届出は、別記第 8 号様式によるものとする。この場合において、当該届出が覚醒剤研究者の氏名の変更に係るものであるときは、戸籍抄本を添付しなければならない。

2 法第 30 条の 5 において準用する法第 12 条第 2 項又は第 3 項の規定による覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の氏名又は住所等の変更を届け出ようとする者は、別記第 8 号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(事故の届出)

**第 7 条** 法第 23 条の規定による覚醒剤施用機関の管理者等の知事に対する事故の届出は、別記第 9 号様式によるものとする。

(指定が失効した場合の報告)

**第 8 条** 法第 24 条第 1 項の規定による覚醒剤施用機関の開設者であつた者等の指定が失効した場合に

いて、当該者の指定をするか否かを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮するものとする。

(業務の廃止等の届出)

**第 3 条** 法第 9 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 30 条の 4 第 1 項の規定による覚せい剤施用機関の開設者等の業務の廃止等の知事に対する届出は、別記第 5 号様式によるものとする。

(指定証の再交付申請)

**第 5 条** 法第 11 条第 1 項 (法第 30 条の 5 において準用する場合を含む。)の規定による覚せい剤施用機関の開設者等の知事に対する指定証の再交付の申請は、別記第 7 号様式によるものとする。この場合において、当該申請が指定証のき損に係るものであるときは、当該き損した指定証を添付しなければならない。

(氏名又は住所等の変更届)

**第 6 条** 法第 12 条第 2 項又は第 3 項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の氏名又は住所等の変更の届出は、別記第 8 号様式によるものとする。この場合において、当該届出が覚せい剤研究者の氏名の変更に係るものであるときは、戸籍抄本を添付しなければならない。

2 法第 30 条の 5 において準用する法第 12 条第 2 項又は第 3 項の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の氏名又は住所等の変更を届け出ようとする者は、別記第 8 号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(事故の届出)

**第 7 条** 法第 23 条の規定による覚せい剤施用機関の管理者等の知事に対する事故の届出は、別記第 9 号様式によるものとする。

(指定が失効した場合の報告)

**第 8 条** 法第 24 条第 1 項の規定による覚せい剤施用機関の開設者であつた者等の指定が失効した場合

において現に所有し、又は所持していた覚醒剤の品名及び数量の知事に対する報告は、別記第10号様式によるものとする。

(指定の失効による譲渡報告)

**第9条** 法第24条第2項の規定による覚醒剤施用機関の開設者であつた者等の覚醒剤を譲渡した場合の知事に対する報告は、別記第11号様式によるものとする。

(指定の失効等に伴う覚醒剤等の処分の立会い)

**第10条** 法第24条第3項又は第30条の15第3項の規定による覚醒剤又は覚醒剤原料の処分の立会いを求めようとする者は、別記第12号様式による立会依頼書を知事に提出しなければならない。

(報告)

**第11条** 法第30条の規定による覚醒剤施用機関の管理者等の報告は、別記第13号様式によるものとする。

(県の開設する覚醒剤施用機関の指定手続)

**第12条** 法第35条第2項の規定による県の開設する覚醒剤施用機関の指定は、当該施用機関の管理者から別記第14号様式による指定依頼書を提出させるものとする。

2 前項に規定する依頼書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 覚醒剤を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面
- (2) (略)

(構造設備基準)

**第13条** 条例第2条第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 覚醒剤施用機関がその指定に係る業務を行う施設又は覚醒剤研究者がその研究を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア 病院若しくは診療所又は研究所内に覚醒剤を衛生的かつ安全に保管するために必要な専用の設備を有すること。

において現に所有し、又は所持していた覚せい剤の品名及び数量の知事に対する報告は、別記第10号様式によるものとする。

(指定の失効による譲渡報告)

**第9条** 法第24条第2項の規定による覚せい剤施用機関の開設者であつた者等の覚せい剤を譲渡した場合の知事に対する報告は、別記第11号様式によるものとする。

(指定の失効等に伴う覚せい剤等の処分の立会い)

**第10条** 法第24条第3項又は第30条の15第3項の規定による覚せい剤又は覚せい剤原料の処分の立会いを求めようとする者は、別記第12号様式による立会依頼書を知事に提出しなければならない。

(報告)

**第11条** 法第30条の規定による覚せい剤施用機関の管理者等の報告は、別記第13号様式によるものとする。

(県の開設する覚せい剤施用機関の指定手続)

**第12条** 法第35条第2項の規定による県の開設する覚せい剤施用機関の指定は、当該施用機関の管理者から別記第14号様式による指定依頼書を提出させるものとする。

2 前項に規定する依頼書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 覚せい剤を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面
- (2) (略)

(構造設備基準)

**第13条** 条例第2条第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 覚せい剤施用機関がその指定に係る業務を行う施設又は覚せい剤研究者がその研究を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア 病院若しくは診療所又は研究所内に覚せい剤を衛生的かつ安全に保管するために必要な専用の設備を有すること。

イ (略)

(2) 覚醒剤原料取扱者の業務所又は覚醒剤原料研究者がその研究を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア 業務所又は研究所内に覚醒剤原料を衛生的かつ安全に保管するために必要な専用の保管庫又は保管設備を有すること。ただし、覚醒剤原料取扱者が法第30条の12第1項第2号の規定によりあらかじめ知事に届け出た場合は、業務所内にあることを要しない。

イ アに規定する保管庫は、次に定めるところに適合するものであること。ただし、これと同等以上と認められる設備については、この限りでない。

(ア) 容易に破られない材質のものであり、かつ、堅固な鍵が付いていること。

(イ)・(ウ) (略)

ウ アに規定する保管設備は、次に定めるところに適合するものであること。ただし、これと同等以上と認められる設備については、この限りでない。

(ア) 保管設備の扉は、金属製で堅固な鍵を設けてあること。

(イ)～(エ) (略)

(覚醒剤施用機関の業務の廃止の届出)

**第14条** 覚醒剤施用機関の開設者は、その病院又は診療所において覚醒剤の施用をやめたときは15日以内に、別記第5号様式に指定証を添えて知事に届け出なければならない。

(覚醒剤施用機関の開設者の氏名又は住所の変更の届出)

**第15条** 覚醒剤施用機関の開設者は、その氏名(法人にあつてはその名称)又は住所を変更したときは15日以内に、別記第8号様式に指定証を添えて知事に届け出なければならない。

(覚醒剤施用機関等に係る変更の届出)

**第16条** 覚醒剤施用機関の開設者又は覚醒剤研究者は、次に掲げる事項を変更したときは15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

イ (略)

(2) 覚せい剤原料取扱者の業務所又は覚せい剤原料研究者がその研究を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア 業務所又は研究所内に覚せい剤原料を衛生的かつ安全に保管するために必要な専用の保管庫又は保管設備を有すること。ただし、覚せい剤原料取扱者が法第30条の12第1項第2号の規定によりあらかじめ知事に届け出た場合は、業務所内にあることを要しない。

イ アに規定する保管庫は、次に定めるところに適合するものであること。ただし、これと同等以上と認められる設備については、この限りでない。

(ア) 容易に破られない材質のものであり、かつ、堅固なかぎが付いていること。

(イ)・(ウ) (略)

ウ アに規定する保管設備は、次に定めるところに適合するものであること。ただし、これと同等以上と認められる設備については、この限りでない。

(ア) 保管設備の扉は、金属製で堅固なかぎを設けてあること。

(イ)～(エ) (略)

(覚せい剤施用機関の業務の廃止の届出)

**第14条** 覚せい剤施用機関の開設者は、その病院又は診療所において覚せい剤の施用をやめたときは15日以内に、別記第5号様式に指定証を添えて知事に届け出なければならない。

(覚せい剤施用機関の開設者の氏名又は住所の変更の届出)

**第15条** 覚せい剤施用機関の開設者は、その氏名(法人にあつてはその名称)又は住所を変更したときは15日以内に、別記第8号様式に指定証を添えて知事に届け出なければならない。

(覚せい剤施用機関等に係る変更の届出)

**第16条** 覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者は、次に掲げる事項を変更したときは15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

<p>(1) <u>覚醒剤</u>を保管する設備</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、<u>覚醒剤</u>を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 <u>覚醒剤原料取扱者</u>又は<u>覚醒剤原料研究者</u>は、次に掲げる事項を変更したときは15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>覚醒剤原料取扱者</u>が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名</p> <p>(2) <u>覚醒剤原料取扱者</u>の取扱品目</p> <p>(3) <u>覚醒剤原料</u>の保管庫又は保管設備</p> <p>(4) <u>覚醒剤原料研究者</u>の研究の計画</p> <p>4 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類</p> <p>ア 登記事項証明書 (<u>覚醒剤原料取扱者</u>が法人である場合に限る。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 新たに業務を行う役員となつた者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となつた者が麻薬、大麻、あへん若しくは<u>覚醒剤</u>の中毒者であるか否かに関する医師の診断書 (別記第2号様式)</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合は、<u>覚醒剤原料</u>の保管庫又は保管設備の概要図及びその位置を示す図面</p> <p>(3) (略)</p> <p>(地方公共団体の開設する<u>覚醒剤施用機関</u>における届出の義務者の変更)</p> <p><b>第17条</b> 地方公共団体の開設する<u>覚醒剤施用機関</u>については、次に掲げる届出は、当該施用機関の管理者 (管理者がない場合には開設者の指定する職員) が知事に対してしなければならない。</p>	<p>(1) <u>覚せい剤</u>を保管する設備</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、<u>覚せい剤</u>を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 <u>覚せい剤原料取扱者</u>又は<u>覚せい剤原料研究者</u>は、次に掲げる事項を変更したときは15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>覚せい剤原料取扱者</u>が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名</p> <p>(2) <u>覚せい剤原料取扱者</u>の取扱品目</p> <p>(3) <u>覚せい剤原料</u>の保管庫又は保管設備</p> <p>(4) <u>覚せい剤原料研究者</u>の研究の計画</p> <p>4 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類</p> <p>ア 登記事項証明書 (<u>覚せい剤原料取扱者</u>が法人である場合に限る。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 新たに業務を行う役員となつた者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となつた者が麻薬、大麻、あへん若しくは<u>覚せい剤</u>の中毒者であるか否かに関する医師の診断書 (別記第2号様式)</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合は、<u>覚せい剤原料</u>の保管庫又は保管設備の概要図及びその位置を示す図面</p> <p>(3) (略)</p> <p>(地方公共団体の開設する<u>覚せい剤施用機関</u>における届出の義務者の変更)</p> <p><b>第17条</b> 地方公共団体の開設する<u>覚せい剤施用機関</u>については、次に掲げる届出は、当該施用機関の管理者 (管理者がない場合には開設者の指定する職員) が知事に対してしなければならない。</p>
--	---

- (1) 第14条の規定による覚醒剤施用機関の業務の廃止の届出
- (2) 第15条の規定による覚醒剤施用機関の開設者の氏名又は住所の変更の届出
- (3) 前条第1項の規定による覚醒剤施用機関等に係る変更の届出

別記

第 1 号様式 (第 2 条、第12条、第16条関係)

覚醒剤診療計画書

(略)
施用覚醒剤
(略)
(略)

第 2 号様式 (第 2 条、第16条関係)

診断書

(略)
(略)
2 麻薬、大麻、あへん又は <u>覚醒剤</u> の中毒
(略)
(略)

第 4 号様式 (第 2 条、第16条関係)

覚 醒 剤  
覚醒剤原料 研究計画書

(略)
使用覚醒剤 (覚醒剤原料)
(略)
(略)

第 5 号様式 (1) (第 3 条関係)

覚醒剤施用機関 (業務) 廃止届

(略)

覚醒剤取締法第9条第2項の規定により  
覚醒剤施用機関である病院又は診療所を  
廃止した  
覚醒剤施用機関指定基準に定める診療科  
名の診療を廃止した  
医療法第29条の規定により病院又は診療

- (1) 第14条の規定による覚せい剤施用機関の業務の廃止の届出
- (2) 第15条の規定による覚せい剤施用機関の開設者の氏名又は住所の変更の届出
- (3) 第16条第1項の規定による覚せい剤施用機関等に係る変更の届出

別記

第 1 号様式 (第 2 条、第12条、第16条関係)

覚せい剤診療計画書

(略)
施用覚せい剤
(略)
(略)

第 2 号様式 (第 2 条関係、第16条関係)

診断書

(略)
(略)
2 麻薬、大麻、あへん又は <u>覚せい剤</u> の中毒
(略)
(略)

第 4 号様式 (第 2 条、第16条関係)

覚 せい 剤  
覚せい剤原料 研究計画書

(略)
使用覚せい剤 (覚せい剤原料)
(略)
(略)

第 5 号様式 (1) (第 3 条関係)

覚せい剤施用機関 (業務) 廃止届

(略)

覚せい剤取締法第9条第2項の規定により  
覚せい剤施用機関である病院又は診療所  
を廃止した  
覚せい剤施用機関指定基準に定める診療  
科名の診療を廃止した  
医療法第29条の規定により病院又は診療

所の開設の許可を取り消された  
新潟県覚醒剤取締法施行細則第14条の規定によ  
り

覚醒剤の施用をやめた  
ので、下記のとおり指定証を添えて届け出ます。  
(略)

第5号様式(2)(第3条関係)

覚醒剤 

研究者
原料取扱者
原料研究者

 研究(業務)廃止届

(略)

第9条第3項

覚醒剤取締法 第30条の4第1号の規定によ  
り

覚醒剤の使用を必要とする研究  
覚醒剤原料取扱者の業務  
覚醒剤原料の製造・使用を必要とする研  
究  
を廃止したので、下記のとおり指定証を添えて届  
け出ます。  
(略)

第6号様式(第4条関係)

覚醒剤 

施用機関
研究者
原料取扱者
原料研究者

 指定証返納(提出)届

(略)

第10条第1項・第2項

第11条第2項

覚醒剤取締法 第30条の5において準用する同  
第30条の5において準用する同

法第10条第1項・第2項の規定により、下記の  
法第11条第2項  
とおり指定証を返納(提出)します。  
(略)

第7号様式(第5条関係)

施用機関
------

所の開設の許可を取り消された  
新潟県覚せい剤取締法施行細則第14条の規定に  
より

覚せい剤の施用をやめた  
ので、下記のとおり指定証を添えて届け出ます。  
(略)

第5号様式(2)(第3条関係)

覚せい剤 

研究者
原料取扱者
原料研究者

 研究(業務)廃止届

(略)

第9条第3項

覚せい剤取締法 第30条の4第1号の規定に  
より

覚せい剤の使用を必要とする研究  
覚せい剤原料取扱者の業務  
覚せい剤原料の製造・使用を必要とする  
研究  
を廃止したので、下記のとおり指定証を添えて届  
け出ます。  
(略)

第6号様式(第4条関係)

覚せい剤 

施用機関
研究者
原料取扱者
原料研究者

 指定証返納(提出)届

(略)

第10条第1項・第2項

第11条第2項

覚せい剤取締法 第30条の5において準用する  
第30条の5において準用する

同法第10条第1項・第2項の規定により、下記  
同法第11条第2項  
のとおり指定証を返納(提出)します。  
(略)

第7号様式(第5条関係)

施用機関
------

研究者  
 覚醒剤 原料取扱者 指定証再交付申請書  
 原料研究者

(略)

下記のように指定証の再交付を受けたいので、  
 第11条第1項

覚醒剤取締法 第30条の5において準用する同法

第11条第1項の規定により申請します。

(略)

第8号様式 (第6条、第15条関係)

施用機関  
 研究者  
 覚醒剤 原料取扱者 指定証記載事項変更届  
 原料研究者

(略)

下記のとおり指定証の記載事項に変更を生じたので、

第12条第2項・第3項

覚醒剤取締法 第30条の5において準用す

る同法第12条第2項・第3項

新潟県覚醒剤取締法施行細則第15条

の規定により指定証を添えて届け出ます。

(略)

第9号様式 (第7条関係)

(表)

覚醒剤事故届

(略)

下記のとおり覚醒剤取締法第23条の規定により届け出ます。

(略)

(裏)

事故のあつた	覚 醒 剤 覚醒剤原料
(略)	

(略)

第10号様式 (第8条関係)

残余覚醒剤所有報告書

研究者  
 覚せい剤 原料取扱者 指定証再交付申請書  
 原料研究者

(略)

下記のように指定証の再交付を受けたいので、  
 第11条第1項

覚せい剤取締法 第30条の5において準用する同

法第11条第1項の規定により申請します。

(略)

第8号様式 (第6条、第15条関係)

施用機関  
 研究者  
 覚せい剤 原料取扱者 指定証記載事項変更届  
 原料研究者

(略)

下記のとおり指定証の記載事項に変更を生じたので、

第12条第2項・第3項

覚せい剤取締法 第30条の5において準用

する同法第12条第2項・第3項

新潟県覚せい剤取締法施行細則第15条

の規定により指定証を添えて届け出ます。

(略)

第9号様式 (第7条関係)

(表)

覚せい剤事故届

(略)

下記のとおり覚せい剤取締法第23条の規定により届け出ます。

(略)

(裏)

事故のあつた	覚 せ い 剤 覚せい剤原料
(略)	

(略)

第10号様式 (第8条関係)

残余覚せい剤所有報告書

(略)

覚醒剤取締法第24条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

(略)

**第11号様式** (第9条関係)

指定失効による覚醒剤譲渡(譲受)報告書

(略)

覚醒剤取締法第24条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

(略)

**第12号様式** (第10条関係)

覚 醒 剤

指定失効等に伴う 覚醒剤原料 処分立会依頼書

(略)

覚醒剤

指定の失効等に伴い、下記のとおり 覚醒剤原料 第24条第3項 を処分したいので、覚醒剤取締法 第30条の15第3項 の規定により立会いを求めます。

(略)

**第13号様式(1)** (第11条関係)

覚醒剤施用機関の施用数量等報告書

(略)

下記により、覚醒剤施用機関の管理者の報告をします。

(略)

備考

1 この報告は、覚醒剤取締法第30条の規定により覚醒剤施用機関の管理者が行うものであること。

2～6 (略)

**第13号様式(2)** (第11条関係)

覚醒剤研究者の使用数量等報告書

(略)

下記により、覚醒剤研究者の報告をします。

(略)

(略)

覚せい剤取締法第24条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

(略)

**第11号様式** (第9条関係)

指定失効による覚せい剤譲渡(譲受)報告書

(略)

覚せい剤取締法第24条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

(略)

**第12号様式** (第10条関係)

覚 せい 剤

指定失効等に伴う 覚せい剤原料 処分立会依頼書

(略)

覚せい剤

指定の失効等に伴い、下記のとおり 覚せい剤原料 第24条第3項 を処分したいので、覚せい剤取締法 第30条の15第3項 の規定により立会いを求めます。

(略)

**第13号様式(1)** (第11条関係)

覚せい剤施用機関の施用数量等報告書

(略)

下記により、覚せい剤施用機関の管理者の報告をします。

(略)

備考

1 この報告は、覚せい剤取締法第30条の規定により覚せい剤施用機関の管理者が行うものであること。

2～6 (略)

**第13号様式(2)** (第11条関係)

覚せい剤研究者の使用数量等報告書

(略)

下記により、覚せい剤研究者の報告をします。

(略)

<p>備考</p> <p>1 この報告は、<u>覚醒剤取締法</u>第30条の規定により<u>覚醒剤研究者</u>が行うものであること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><b>第14号様式</b> (第12条関係)</p> <p><u>県の開設する覚醒剤施用機関の指定依頼書</u> (略)</p> <p><u>新潟県覚醒剤取締法施行細則</u>第12条第1項の規定により、下記のとおり<u>覚醒剤施用機関</u>の指定を依頼します。 (略)</p> <p><b>第15号様式</b> (第16条関係)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-right: 5px;">                 施用機関 研究者 原料取扱者 原料研究者             </div> <div style="margin: 0 10px;">変更届</div> </div> <p>(略)</p> <p>下記のとおり変更がありましたので、<u>新潟県覚醒剤取締法施行細則</u> 第16条第1項 第16条第3項 の規定により届け出ます。 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><u>覚醒剤施用機関、研究所又は業務所</u></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)		<u>覚醒剤施用機関、研究所又は業務所</u>	(略)	(略)		<p>備考</p> <p>1 この報告は、<u>覚せい剤取締法</u>第30条の規定により<u>覚せい剤研究者</u>が行うものであること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><b>第14号様式</b> (第12条関係)</p> <p><u>県の開設する覚せい剤施用機関の指定依頼書</u> (略)</p> <p><u>新潟県覚せい剤取締法施行細則</u>第12条第1項の規定により、下記のとおり<u>覚せい剤施用機関</u>の指定を依頼します。 (略)</p> <p><b>第15号様式</b> (第16条関係)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-right: 5px;">                 施用機関 研究者 原料取扱者 原料研究者             </div> <div style="margin: 0 10px;">変更届</div> </div> <p>(略)</p> <p>下記のとおり変更がありましたので、<u>新潟県覚せい剤取締法施行細則</u> 第16条第1項 第16条第3項 の規定により届け出ます。 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><u>覚せい剤施用機関、研究所又は業務所</u></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)		<u>覚せい剤施用機関、研究所又は業務所</u>	(略)	(略)	
(略)													
<u>覚醒剤施用機関、研究所又は業務所</u>	(略)												
(略)													
(略)													
<u>覚せい剤施用機関、研究所又は業務所</u>	(略)												
(略)													

**附 則**

この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第16号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（平成30年新潟県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（修学資金の貸与の申請）</p> <p><b>第2条</b> 臨時貸与条例第2条の規定による貸与を受けようとする者は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による提出は、<u>県内の養成施設に在学している者に係るもの</u>にあつては、<u>養成施設の長を経由して行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（貸与の決定及び通知）</p> <p><b>第3条</b> 知事は、前条第1項の規定による貸与の申請があつたときは、提出された書類の審査により選考を行つて貸与するかどうかを決定し、その結果を本人に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知は、<u>県内の養成施設に在学している者に係るもの</u>にあつては、<u>養成施設の長を経由して行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略) (この規則の失効)</p> <p>3 この規則は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">（修学資金の貸与の申請）</p> <p><b>第2条</b> 臨時貸与条例第2条第1項及び第2項の規定による<del>臨時一般貸与</del>を受けようとする者（<u>県外に所在する養成施設に在学している者を除く。</u>）は、別に定める申請書を<u>養成施設の長を経由して</u>知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>臨時貸与条例第2条第1項及び第2項の規定による臨時一般貸与を受けようとする者（県外に所在する養成施設に在学している者に限る。）又は条例第2条第1項及び第3項の規定による臨時特別貸与を受けようとする者は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（貸与の決定及び通知）</p> <p><b>第3条</b> 知事は、前条第1項の規定による<del>臨時一般貸与</del>の申請があつたときは、提出された書類の審査により選考を行つて貸与するかどうかを決定し、その結果を<u>養成施設の長を経由して</u>本人に通知するものとする。</p> <p>2 <u>知事は、前条第2項の規定による臨時一般貸与又は臨時特別貸与の申請があつたときは、提出された書類の審査により選考を行つて貸与するかどうかを決定し、その結果を本人に通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略) (この規則の失効)</p> <p>3 この規則は、<u>平成32年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正は、公布の日から施行する。

新潟県食品衛生法施行細則及び新潟県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 26 日

新潟県知事 花 角 英 世

### 新潟県規則第17号

新潟県食品衛生法施行細則及び新潟県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

(新潟県食品衛生法施行細則の一部改正)

**第 1 条** 新潟県食品衛生法施行細則 (昭和48年新潟県規則第39号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項 (以下この条において「削除項」という。)を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (項の表示、削除項及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(へい死した獣畜の肉等の検査)	(へい死した獣畜の肉等の検査)
<b>第 3 条</b> 法第10条第 1 項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法 (昭和28年法律第114号) 第19条第 1 項に規定すると畜検査員又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 (平成2年厚生省令第40号) <u>第49条</u> に規定する食鳥検査員とする。	<b>第 3 条</b> 法第 9 条第 1 項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法 (昭和28年法律第114号) 第19条第 1 項に規定すると畜検査員又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 (平成2年厚生省令第40号) <u>第31条</u> に規定する食鳥検査員とする。
<b>第18条</b> <u>削除</u>	<u>(食品衛生責任者の届出)</u> <b>第18条</b> 条例別表第 1 の 1 の項第 6 号イ及び別表第 1 の 2 の 1 の項第 6 号イの規定による届出は、別記第13号様式によるものとする。
(食品衛生に関する講習会)	(食品衛生に関する講習会)
<b>第19条</b> 省令別表第17第 1 号ロ (3) の都道府県知事等が適正と認める講習会は、次に掲げる講習会とする。 (1) 食品衛生責任者養成講習会 (食品衛生責任者を養成するための講習会として知事が <u>認める</u> 講習会をいう。) (2) <u>前号に掲げる講習会のほか、これに準ずるものとして知事が認める講習会</u>	<b>第19条</b> 条例別表第 1 の 1 の項第15号イ及び別表第 1 の 2 の 1 の項第13号イの講習会は、次に掲げる講習会とする。 (1) 食品衛生責任者養成講習会 (食品衛生責任者を養成するための講習会として知事が <u>定める</u> 講習会をいう。以下同じ。) (2) <u>食品衛生責任者実務講習会 (食品衛生責任者として最新の知見を修得するための講習会として知事が定める講習会をいう。以下同じ。)</u>
2 省令別表第17第 1 号ハ (1) の都道府県知事等が認める講習会は、次に掲げる講習会とする。 (1) <u>食品衛生責任者実務講習会 (食品衛生責任者が食品衛生に関する新たな知見を習得するための講習会として知事が認める講習会をいう。)</u> (2) <u>前号に掲げる講習会のほか、これに準ずるものとして知事が認める講習会</u>	2 <u>食品衛生責任者養成講習会は、食品衛生責任者を定めた日又は変更した日から1年以内に、当該食品衛生責任者に受講させるものとする。</u>
	3 <u>食品衛生責任者実務講習会は、食品衛生責任者に定期的に受講させるものとする。</u>
	4 条例別表第 1 の 1 の項第15号イ及び別表第 1 の

	<p>2の1の項第13号イの規則で定める者は、次の各号に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 食品衛生責任者養成講習会</p> <p>ア 法第48条第6項各号のいずれかに該当する者</p> <p>イ 栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士である者</p> <p>ウ 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師である者（以下「調理師」という。）</p> <p>エ 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第2条に規定する製菓衛生師である者（以下「製菓衛生師」という。）</p> <p>オ 船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）第2条に規定する船舶料理士の要件を備える者</p> <p>カ アからオまでに掲げる者のほか、これらに準ずる者として知事が認めた者</p> <p>(2) 食品衛生責任者実務講習会</p> <p>ア 調理師のうち受講させる必要がないと知事が認めた者</p> <p>イ 製菓衛生師のうち受講させる必要がないと知事が認めた者</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者のほか、これらに準ずる者として知事が認めた者</p> <p><b>第13号様式</b>（第18条関係） 食品衛生責任者設置（変更）届出書（略）</p>
--	--

（新潟県食品衛生条例施行規則の一部改正）

**第2条** 新潟県食品衛生条例施行規則（昭和43年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表</b>（第2条関係）</p> <p>営業の衛生基準</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 許可営業施設等の管理基準</p> <p><u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）別表第17（第3号ル、第8号及び第11号リを除く。）及び別表第18に掲げる基準によること。この場合において、省令別表第17第1号イ中「法第50条の2第1項に規定する営業を行う者（法第62条第3項において準用する場合を含む。以下この表において「営業者」という。）」とあり、並びに同号（イを除く。）並びに同表第9号及び第10号中「営業者」とあるのは、「許可営業者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><b>別表</b>（第2条関係）</p> <p>営業の衛生基準</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 許可営業施設等の管理基準</p>

<p>第4 届出施設の管理基準  <u>省令別表第17(第1号、第3号ル、第8号及び第11号リを除く。)</u>及び別表第18に掲げる基準によること。<u>この場合において、省令別表第17第9号及び第10号中「営業者」とあるのは、「条例第4条の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>1 共通基準  <u>新潟県食品衛生法施行条例(平成11年新潟県条例第53号。以下「法施行条例」という。)</u>別表第1の1の項又は別表第1の2の1の項に掲げる基準によること。</p> <p>2 特定基準  (1) 製造業  <u>法施行条例別表第1の2の項第2号又は別表第1の2の2の項第2号に掲げる基準によること。</u>  (2) 販売業  <u>法施行条例別表第1の2の項第4号又は別表第1の2の2の項第4号に掲げる基準によること。</u>  (3) 食品行商(菓子類製造販売行商に限る。)  <u>法施行条例別表第1の2の2の項第2号キに掲げる基準によること。</u></p> <p>第4 届出施設の管理基準</p> <p>1 共通基準  <u>法施行条例別表第1の1の項又は別表第1の2の1の項に掲げる基準によること。</u></p> <p>2 特定基準  <u>法施行条例別表第1の1の項第15号ア又は別表第1の2の1の項第13号アに掲げる基準によること。この場合において、これらの規定中「許可営業者」とあるのは、「条例第4条の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。</u></p>
--	---

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の新潟県食品衛生条例施行規則別表の第3及び第4に掲げる基準については、この規則の施行の日から起算して1年間は、なお従前の例による。

新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第18号**

新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例施行規則（昭和59年新潟県規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(便所)</p> <p><b>第2条</b> 条例別表第1第2号カに規定する規則で定める便所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(機械換気設備及び空気調和設備)</p> <p><b>第3条</b> 条例別表第1第2号キに規定する規則で定める機械換気設備及び空気調和設備は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(照度)</p> <p><b>第4条</b> 条例別表第1第2号クに規定する規則で定める照度は、別表第3のとおりとする。</p> <p><b>別表第1</b>（第2条関係）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 便器の数は、次のとおりとすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 男性用便器及び女性用便器の数は、<u>興行場の規模及び用途並びに男女別の入場者数等に</u>応じた適当な数であること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(便所)</p> <p><b>第2条</b> 条例別表第1第2号キに規定する規則で定める便所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(機械換気設備及び空気調和設備)</p> <p><b>第3条</b> 条例別表第1第2号クに規定する規則で定める機械換気設備及び空気調和設備は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(照度)</p> <p><b>第4条</b> 条例別表第1第2号ケに規定する規則で定める照度は、別表第3のとおりとする。</p> <p><b>別表第1</b>（第2条関係）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 便器の数は、次のとおりとすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 男性用便器と女性用便器の数は、<u>同じであること。ただし、興行場の種類、規模又は用途によりこれによることが適当でないと認められる場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(6) (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 2 年 3 月 26 日

新潟県知事 花 角 英 世

### 新潟県規則第19号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>平成32年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県景観審議会規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 26 日

新潟県知事 花 角 英 世

### 新潟県規則第20号

新潟県景観審議会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、新潟県景観条例（令和 2 年新潟県条例第30号）第20条第 6 項の規定に基づき、新潟県景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

**第 2 条** 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第 3 条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第 4 条** 審議会の庶務は、土木部都市局都市政策課において行う。

(委任)

**第 5 条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第21号**

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、削除項等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、追加条及び追加項等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（入居者の資格）</p> <p><b>第1条の15</b> （略）</p> <p>2 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) 60歳以上の者（同居者（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者）その他婚姻の予約者を含む。第7号において同じ。）、親族であるおおむね60歳以上の者及び親族である18歳未満の者を除く。）のある者を除く。）</p>	<p style="text-align: center;">（入居者の資格）</p> <p><b>第1条の15</b> （略）</p> <p>2 条例第6条第2項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) <u>障害者基本法第2条第1号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア 身体障害 前項第1号ア(ア)に規定する程度</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p>

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等及び同法第6条第1項に規定する当該親族等

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。）第3条第3項第3号（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は法第5条（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ （略）

(5) 海外からの引揚者

(6) 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）第2条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第8条第1項に規定する炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者

(7) 配偶者のない者で現に20歳未満の子を扶養している者

(8) 18歳未満の同居者が3人以上ある者

(9) 公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた者であつて、知事が適当と認めるもの

(10) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等

(11) 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下この号にお

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 法第3条第3項第3号（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は法第5条（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ （略）

(5) 前項第1号イからカまでに掲げる者

いて「犯罪等」という。)により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等(犯罪等により害を被つた者及びその家族又は遺族をいい、前号に掲げる者を除く。)であつて、次のいずれかに該当する者

ア 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となつた者

イ 従前の住居又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住居に居住することが困難となつた者

(12) 本人又は同居者が、次のいずれかに該当する者

ア 前項第1号イ、ウ、オ又はカに掲げる者

イ 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

(ア) 身体障害 前項第1号ア(ア)に規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 住居における化学物質を原因とするシックハウス症候群の患者であつて、現在の住居に継続して居住することが健康上適切でなく、かつ、当該住居から転居することが健康上適切であるもの

3・4 (略)

## 第2条 削除

(入居の申込み)

## 第3条 (略)

2 前項の県営住宅入居申込書には、申込者及び同居させようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の状態にある者その他婚姻の予約者を

3・4 (略)

(単身入居住宅の規格)

第2条 条例第8条に規定する規則で定める規格は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 条例第6条第2項又は第3項の規定により一人で入居する者 住戸の床面積が55平方メートル以下であること。

(2) 条例第7条第1項の規定により一人で入居する者 住戸の床面積が43平方メートル以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要と認めるときは、同項に定める規格以外の規格の県営住宅に同項各号に掲げる者を入居させることができる。

(入居の申込み)

## 第3条 (略)

2 前項の県営住宅入居申込書には、申込者及び同居させようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の状態にある者その他婚姻の予約者を

含む。以下同じ。)について次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第5条各号のいずれかに該当する場合等で知事が必要でないとするものについては、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 条例第6条第1項第2号ア若しくはイ若しくは第2項、第7条第1項、第8条第1項第2号、第10条第4項又は第38条第1項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

(6) (略)

3・4 (略)

(優先的な入居者の決定)

**第6条** 条例第10条第4項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、第1条の15第2項各号のいずれかに該当する者とする。

含む。以下同じ。)について次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第5条各号のいずれかに該当する場合等で知事が必要でないとするものについては、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 条例第6条第1項第2号ア若しくはイ、第2項若しくは第3項、第7条第1項又は第38条第1項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

(6) (略)

3・4 (略)

(優先的な入居者の決定)

**第6条** 条例第10条第4項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 海外からの引揚者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第2条第1項に規定する中国残留邦人等及び同法第6条第1項に規定する当該親族等

(3) 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成12年法律第16号)第2条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和34年法律第199号)第8条第1項に規定する炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者

(4) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。次号において同じ。)のない者で現に20歳未満の子を扶養している者

(5) 60歳以上の者(同居者(配偶者、親族であるおおむね60歳以上の者及び親族である18歳未満の者を除く。)のある者を除く。)

(6) 18歳未満の同居者が3人以上ある者

(7) 公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた者であつて、知事が適当と認めるもの

(8) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年法律第143号)第3条第2項に規定する帰国被害者等

(9) 次のいずれかに該当する者

(請け書)

第8条 (略)

2 (略)

- ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下この号において「法」という。)第3条第3項第3号(法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は法第5条(法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 法第10条第1項(法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為(以下この号において「犯罪等」という。)により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等(犯罪等により害を被つた者及びその家族又は遺族をいい、前号に掲げる者を除く。)であつて、次のいずれかに該当する者
- ア 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となつた者
- イ 従前の住居又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住居に居住することが困難となつた者
- (11) 本人又は同居者が、次のいずれかに該当する者
- ア 第1条の15第1項第1号アからウまで又はオに掲げる者
- イ 住居における化学物質を原因とするシックハウス症候群の患者であつて、現在の住居に継続して居住することが健康上適切でなく、かつ、当該住居から転居することが健康上適切であるもの
- (12) 新潟県内に所在する応急仮設住宅に居住しており、かつ、平成23年3月11日において福島県の区域(平成27年6月15日において原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に設定されていた区域を除く。)に居住していた者
- (13) 前号に掲げる者のほか、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により本県に避難している者で知事が特に必要と認めるもの

(請け書)

第8条 (略)

2 (略)

3 第1項の請け書に連署する保証人が保証する極度額は、入居時における家賃の12月分に相当する金額又は40万円のいずれか高い金額とする。

(保証人の変更)

**第9条** (略)

2 (略)

3 第1項の保証人引受承諾書に連署する保証人が保証する極度額は、当該連署をする時点における家賃(条例第17条に規定する家賃の減免を受ける者にあつては、その減免前の家賃。第14条第5項において同じ。)の12月分に相当する金額又は40万円のいずれか高い金額とする。

4 (略)

5 (略)

(入居手続の猶予の届出)

**第10条** 条例第12条第2項に規定する場合には、別記第11号様式による県営住宅入居(駐車場使用)手続猶予届により、知事に届け出なければならない。

2 (略)

(保証人の連署を必要としない旨の決定)

**第10条の2** 入居決定者は、条例第12条第3項に規定する保証人の連署を必要としない旨の決定を受けようとするときは、別記第12号様式による県営住宅入居者(駐車場使用者)保証人免除申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の決定をしたときは、当該入居決定者に対し、その旨を通知するものとする。

(入居の承継)

**第14条** (略)

2～4 (略)

5 前項の請け書に連署する保証人が保証する極度額は、第8条第3項の規定にかかわらず、当該連署をする時点における家賃の12月分に相当する金額又は40万円のいずれか高い金額とする。

(保証人の変更)

**第9条** (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(入居手続の猶予の届出)

**第10条** 条例第12条第2項に規定する場合には、別記第11号様式による県営住宅入居手続猶予届により、知事に届け出なければならない。

2 (略)

(入居の承継)

**第14条** (略)

2～4 (略)

(単身入居住宅の規格)

## 第27条 削除

(駐車場使用者の選考)

### 第31条 (略)

2 (略)

3 条例第54条第4項に規定する申込者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申込者又は当該申込者の同居者が第1条の15第2項第8号に掲げる者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなるとき。

(2)～(5) (略)

(請け書)

### 第33条 (略)

2 (略)

3 駐車場請け書に連署する保証人が保証する極度額は、駐車場使用者の決定を受けた時点における駐車場の使用料の12月分に相当する金額又は4万円のいずれか高い金額とする。

4 第2項の規定にかかわらず、新たに駐車場の使用の決定を受けて駐車場請け書を提出する場合の保証人が当該県営住宅の入居の際に提出された第8条に規定する請け書の保証人(第9条の規定により保証人を変更した場合には、変更後の保証人)と同一である場合には、駐車場請け書にその旨を記載して同項に規定する書類の添付を省略することができる。

5 (略)

(準用)

**第39条** 第9条から第10条の2まで、第14条、第20条、第21条及び第24条の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、第9条、第14条第1項及び第21条第2項中「入居者」とあり、及び第10条の2中「入居決定者」とあるのは「駐車場使用者」と、第9条第1項及び第14条第4項中「第12条第1項第1号」とあるのは「第55条第1項」と、第9条第2項中「住民票の写し及び収入額を証する書類」とあるのは「及び住民票の写し」と、第9条第3項及

**第27条** 条例第52条において準用する条例第8条に規定する規則で定める規格は、住戸の床面積が43平方メートル以下であることとする。

(駐車場使用者の選考)

### 第31条 (略)

2 (略)

3 条例第54条第4項に規定する申込者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申込者又は当該申込者の同居者が第6条第6号に掲げる者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなるとき。

(2)～(5) (略)

(請け書)

### 第33条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、新たに駐車場の使用の決定を受けて駐車場請け書を提出する場合の保証人が当該県営住宅の入居の際に提出された第8条に規定する請け書の保証人(第9条の規定により保証人を変更した場合には、変更後の保証人)と同一である場合には、駐車場請け書にその旨を記載して同項に規定する書類の添付を省略することができる。

4 (略)

(準用)

**第39条** 第9条、第14条、第20条、第21条及び第24条の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、第9条、第14条第1項及び第21条第2項中「入居者」とあるのは「駐車場使用者」と、第9条第1項及び第14条第4項中「第12条第1項第1号」とあるのは「第55条第1項」と、第9条第2項中「住民票の写し及び収入額を証する書類」とあるのは「及び住民票の写し」と、第14条第1項中「第14条」とあるのは「第59条において準用する第14条」と、

び第14条第5項中「家賃」とあるのは「駐車場使用料」と、「40万円」とあるのは「4万円」と、第9条第3項中「第17条」とあるのは「第56条第2項」と、第10条第1項中「第12条第2項」とあるのは「第55条第2項」と、第10条の2第1項中「第12条第3項」とあるのは「第55条第3項」と、第14条第1項中「第14条」とあるのは「第59条において準用する第14条」と、第14条第1項第3号中「申請者に係る知事が指定する期間に係る収入額を証する書類」とあるのは「当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し及び申請者の運転免許証の写し」と、第14条第5項中「第8条第3項」とあるのは「第33条第3項」と読み替えるものとする。

(事務処理の特例)

**第41条** 条例第62条第64号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 第9条第5項 (第28条及び第39条において準用する場合を含む。)に規定する保証人の住所又は氏名の変更の届出の受理
- (3)～(11) (略)

(管理の特例)

**第42条** 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合 (以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。)における第1条の15第3項及び第4項、第3条第1項から第3項まで、第6条第7号、第7条第5項、第9条第1項、第4項及び第5項、第10条、第10条の2、第11条第2項、第12条、第13条、第14条第1項から第4項まで、第16条ただし書、第19条、第21条、第22条、第29条、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2 新潟県住宅供給公社による管理の場合における別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式、別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第10号様式から別記第12号様式まで、別記第14号様式、別記第17号様式、別記第18号様式、別記第28号様式、別記第30号様式、別記第32号様式、別記第38号様式、別記第40号様式、別記第42号様式及び別記第43号様式の規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

第14条第1項第3号中「申請者に係る知事が指定する期間に係る収入額を証する書類」とあるのは「当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し及び申請者の運転免許証の写し」と読み替えるものとする。

(事務処理の特例)

**第41条** 条例第62条第64号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 第9条第4項 (第28条及び第39条において準用する場合を含む。)に規定する保証人の住所又は氏名の変更の届出の受理
- (3)～(11) (略)

(管理の特例)

**第42条** 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合 (以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。)における第1条の15第3項及び第4項、第2条第2項、第3条第1項から第3項まで、第6条第7号、第7条第5項、第9条第1項、第3項及び第4項、第10条、第11条第2項、第12条から第14条まで、第16条ただし書、第19条、第21条、第22条、第29条、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2 新潟県住宅供給公社による管理の場合における別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式、別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第10号様式、別記第11号様式、別記第14号様式、別記第15号様式、別記第17号様式、別記第18号様式、別記第28号様式、別記第30号様式、別記第32号様式、別記第38号様式、別記第40号様式、別記第42号様式及び別記第43号様式の規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

3 (略)

附 則

1・2 (略)

3 (略)

4 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

県営住宅入居申込書

(略)

(略)				
条例第8条第1項第2号又は第10条第4項該当事項	1 60歳以上	2 生活保護	3 中国残留邦人	4ア 配偶者暴力被害者等(保護)
	4イ 配偶者暴力被害者(命令申立)	5 引揚者	6 炭鉱離職者	7 母子・父子
	8 多子	9 公共的事業	10 帰国被害者等	11ア 犯罪被害者等(生計維持困難)
	11イ 犯罪被害者等(居住困難)	12ア 戦傷病者(症)	12ア 原爆被爆者	12ア ハンセン病療養所入所者等
	12ア 被災者	12イ 身体障害者(級)	12イ 精神障害者(級)	12イ 知的障害者
	12ウ シック			

3 (略)

附 則

1・2 (略)

3 条例附則第4項に規定する規則で定める規格は、住戸の床面積が43平方メートル以下であることとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 (略)

5 (略)

6 第6条第12号及び第13号の規定は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式 (第3条関係)

県営住宅入居申込書

(略)

(略)				
優先入居該当事項	1 引揚者	2 中国残留邦人	3 炭鉱離職者	4 母子・父子
	5 老人	6 多子	7 公共的事業	8 帰国被害者等
	9 配偶者暴力被害者	10 犯罪被害者等	11 心身障害者	12 シックハウス症候群患者
	13 東日本大震災福島県対象地域居住者	14 東日本大震災その他地域居住者		

	ハウス症候 群患者			
(略)				
(略)				
※ ・住宅困窮要件 ・収入基準				
(略)				

注 1 (略)  
 2 「条例第8条第1項第2号又は第10条第4項該当事項」欄及び「条例第6条第1項第2号ア又はイ該当事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。  
 3 (略)

添付書類  
 1～4 (略)  
 5 条例第6条第1項第2号ア若しくはイ若しくは第2項、第8条第1項第2号又は第10条第4項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

第6号様式 (第8条、第33条関係)  
 (表)  
 県営住宅入居 (及び駐車場使用) 請け書

(略)

年 月 日付け 第 号 (及び 年 月 日付け

(略)				
単身入居該当事項	1 60歳以上	2 身体障害者 ( 級)	3 精神障害者 ( 級)	4 知的障害者
	5 生活保護	6 配偶者暴力被害者 (保護年月日又は命令の効力発生年月日 . . . )	7 戦傷病者 ( 症)	8 原爆被爆者
	9 引揚者 (引揚年月日 . . . )	10 ハンセン病療養所入所者等	11 被災者	
(略)				
※ ・同居親族要件 ・住宅困窮要件 ・収入基準				
(略)				

注 1 (略)  
 2 「優先入居該当事項」欄、「単身入居該当事項」欄及び「条例第6条第1項第2号ア又はイ該当事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。  
 3 (略)

添付書類  
 1～4 (略)  
 5 条例第6条第1項第2号ア若しくはイ、第2項又は第3項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

第6号様式 (第8条、第33条関係)  
 (表)  
 県営住宅入居 (及び駐車場使用) 請け書

(略)

年 月 日付け 第 号 (及び 年 月 日付け

第 号)で下記の県営住宅の入居(及び駐車場使用)の決定を受けましたが、当該住宅を賃借するについては、別記(裏)1から6までの事項その他新潟県営住宅条例及び新潟県営住宅条例施行規則の規定を遵守し、貴職の指示に違反しないことを誓約します。

また、保証人は、入居者が家賃(及び駐車場使用料)を滞納したとき又は入居者の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務(入居に係る極度額 円(及び駐車場使用に係る極度額 円))を負うことを承諾します。

(略)

(裏)

別記

1・2 (略)

3 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を受けます。

(1)～(4) (略)

4 入居者は、次の事由が生じたときは、知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)に届け出ます。

(1) (略)

(2) 県営住宅又は共同施設を滅失させ、又は毀損したとき。

(3)・(4) (略)

5 入居者は、新潟県営住宅条例第28条第2項の規定により高額所得者として認定され同条例第32条第1項の規定により明渡しを請求されたとき、又は同条例第44条第1項の規定により明渡しを請求されたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、定められた期限までに住宅を明け渡します。

(新潟県営住宅条例第44条第1項の規定により明渡し請求を受けることとなる事例)

(1)・(2) (略)

(3) 県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4)・(5) (略)

(6) 自己の責めに帰すべき理由によつて県営住宅又は共同施設を滅失させ、又は毀損した場合に、これを原形に復し、又は損害を賠償しないとき。

(7) (略)

(8) 知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)に届出をせずに、県営住

第 号)で下記の県営住宅の入居(及び駐車場使用)の決定を受けましたが、当該住宅を賃借するについては、別記(裏)1から5までの事項その他新潟県営住宅条例及び新潟県営住宅条例施行規則の規定を遵守し、貴職の指示に違反しないことを誓約します。

また、保証人は、入居者が家賃(及び駐車場使用料)を滞納したとき又は入居者の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務を負うことを承諾します。

(略)

(裏)

別記

1・2 (略)

3 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事(市町の長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を受けます。

(1)～(4) (略)

4 入居者は、次の事由が生じたときは、知事(市町の長又は新潟県住宅供給公社理事長)に届け出ます。

(1) (略)

(2) 県営住宅又は共同施設を滅失させ、又はき損したとき。

(3)・(4) (略)

5 入居者は、新潟県営住宅条例第28条第2項の規定により高額所得者として認定され同条例第32条第1項の規定により明渡しを請求されたとき、又は同条例第44条第1項の規定により明渡しを請求されたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、定められた期限までに住宅を明け渡します。

(新潟県営住宅条例第44条第1項の規定により明渡し請求を受けることとなる事例)

(1)・(2) (略)

(3) 県営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4)・(5) (略)

(6) 自己の責めに帰すべき理由によつて県営住宅又は共同施設を滅失させ、又はき損した場合に、これを原形に復し、又は損害を賠償しないとき。

(7) (略)

(8) 知事(市町の長又は新潟県住宅供給公社理事長)に届出をせずに、県

宅を引き続き15日以上使用しなかつたとき。

(9)・(10) (略)

(11) 知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を得ずに、県営住宅の模様替え若しくは増築をし、又は県営住宅の敷地内に工作物を設置したとき。

(12) 入居者又は同居者が周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をし、その是正のための知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の指示に従わなかつたとき。

(13)・(14) (略)

6 入居者は、退去する際に入居者の負担において次のことを行います。

(1) 入居者の責めに帰すべき理由により生じた損傷又は汚損に係る原状回復

(2) 畳の表替え並びにふすま及び障子の張り替え(通常の使用により生じた損耗及び経年変化に係るものを含む。)

**第8号様式(第9条関係)**

保証人引受承諾書

(略)

ついては、保証人は、入居者(駐車場使用者)が家賃(駐車場使用料)を滞納したとき又は入居者(駐車場使用者)の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務(入居に係る極度額 円(駐車場使用に係る極度額 円))を負うことを承諾します。

(略)

**第11号様式(第10条関係)**

県営住宅入居(駐車場使用)手続猶予届

(略)

年 月 日付け 第 号で県営住宅の入居(駐車場使用)の決定を受けましたが、下記の理由により新潟県営住宅条例第12条第1項(第55条第1項)に規定する手続を期間内にすることができないので、新潟県営住宅条例施行規則第10条第1項(第28条において準用する第10条第1項、第39条において準用する第10条第1項)の規定により、届け出ます。

(略)

営住宅を引き続き15日以上使用しなかつたとき。

(9)・(10) (略)

(11) 知事(市町の長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を得ずに、県営住宅の模様替え若しくは増築をし、又は県営住宅の敷地内に工作物を設置したとき。

(12) 入居者又は同居者が周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をし、その是正のための知事(市町の長又は新潟県住宅供給公社理事長)の指示に従わなかつたとき。

(13)・(14) (略)

**第8号様式(第9条関係)**

保証人引受承諾書

(略)

ついては、保証人は、入居者(駐車場使用者)が家賃(駐車場使用料)を滞納したとき又は入居者(駐車場使用者)の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務を負うことを承諾します。

(略)

**第11号様式(第10条関係)**

県営住宅入居手続猶予届

(略)

年 月 日付け 第 号で県営住宅の入居の決定を受けましたが、下記の理由により新潟県営住宅条例第12条第1項に規定する手続を期間内にすることができないので、新潟県営住宅条例施行規則第10条第1項(第28条において準用する第10条第1項)の規定により、届け出ます。

(略)

入居(駐車場使用)決定を受けた住宅(駐車場)	所在地	市・郡 町 番地			
	住宅	県営	住宅第	号室	駐車場 番区画
することができない手続					
猶予期限	年 月 日まで				
(略)					

入居決定を受けた住宅	所在地	市・郡 町 番地			
	住宅	県営	住宅第	号室	
することができない手続	(1) 入居決定日から10日以内に県営住宅入居請け書を提出すること。 (2) 入居決定日から10日以内に敷金を納付すること。				
延期期間	年 月 日まで ( 日間 )				
(略)					

第12号様式 (第10条の2関係)

県営住宅入居者(駐車場使用者)保証人免除申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で県営住宅の入居(駐車場使用)の決定を受けましたが、下記の理由により新潟県営住宅条例第12条第3項(第55条第3項)に規定する保証人の連署を必要としない旨の決定を受けたいので、新潟県営住宅条例施行規則第10条の2第1項(第28条において準用する第10条の2第1項、第39条において準用する第10条の2第1項)の規定により、申請します。

記

入居(駐車場使用)決定を受けた住宅(駐車場)	所在地	市・郡 町 番地			
	住宅	県営	住宅第	号室	駐車場 番区画

理	由
---	---

第13号様式 削除

第21号様式 (第16条関係)

県営住宅入居者収入申告書

(略)

(略)	
(イ) 同居者・同居外の扶養親族 (同一生計配偶者)	(略)
(ロ) 老人扶養親族 (同一生計配偶者で70歳以上の者)	(略)
(略)	
(ホ) 寡婦 (寡夫)	(略)

(略)

第40号様式 (第29条関係)

県営住宅駐車場使用申込書

(略)

(略)	
窮 駐 す 車 る 場 実 に 情 困	1 申込者又は当該申込者の同居者が新潟県営住宅条例施行規則第1条の15第2項第8号に掲げる者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなる。
	2～4 (略)

(略)

第42号様式 (第33条関係)

第12号様式及び第13号様式 削除

第21号様式 (第16条関係)

県営住宅入居者収入申告書

(略)

(略)	
(イ) 同居者・同居外の扶養親族 (控除対象配偶者)	(略)
(ロ) 老人扶養親族 (控除対象配偶者)	(略)
(略)	
(ホ) 老年者	万円× 人
(ハ) 寡婦 (寡夫)	(略)

(略)

第40号様式 (第29条関係)

県営住宅駐車場使用申込書

(略)

(略)	
窮 駐 す 車 る 場 実 に 情 困	1 申込者又は当該申込者の同居者が新潟県営住宅条例施行規則第6条第6号に掲げる者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなる。
	2～4 (略)

(略)

第42号様式 (第33条関係)

県営住宅駐車場使用請け書

(略)

また、保証人は、駐車場使用者が駐車場使用料を滞納したとき又は駐車場使用者の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務を負うことを承諾します。

(略)

注 備考欄には、新潟県営住宅条例施行規則第33条第3項又は第4項の規定により添付書類を省略する場合に、その理由を記載すること。

(略)

県営住宅駐車場使用請け書

(略)

また、保証人は、駐車場使用者が駐車場使用料を滞納したとき又は駐車場使用者の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務(極度額 円)を負うことを承諾します。

(略)

注 備考欄には、新潟県営住宅条例施行規則第33条第4項又は第5項の規定により添付書類を省略する場合に、その理由を記載すること。

(略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 26 日

新潟県知事 花 角 英 世

### 新潟県規則第22号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1)～(159) (略)	(1)～(159) (略)
(160) <u>覚醒剤施用機関指定申請手数料</u>	(160) <u>覚せい剤施用機関指定申請手数料</u>
(161) <u>覚醒剤研究者指定申請手数料</u>	(161) <u>覚せい剤研究者指定申請手数料</u>
(162) <u>覚醒剤原料取扱者指定申請手数料</u>	(162) <u>覚せい剤原料取扱者指定申請手数料</u>
(163) <u>覚醒剤原料研究者指定申請手数料</u>	(163) <u>覚せい剤原料研究者指定申請手数料</u>
(164) <u>覚醒剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）指定証再交付手数料</u>	(164) <u>覚せい剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）指定証再交付手数料</u>
(165) <u>覚醒剤製造業者（原料輸入業者、原料輸出業者、原料製造業者）の指定申請經由手数料</u>	(165) <u>覚せい剤製造業者（原料輸入業者、原料輸出業者、原料製造業者）の指定申請經由手数料</u>
(166) <u>覚醒剤製造業者（原料輸入業者、原料輸出業者、原料製造業者）の指定証再交付申請經由手数料</u>	(166) <u>覚せい剤製造業者（原料輸入業者、原料輸出業者、原料製造業者）の指定証再交付申請經由手数料</u>
(167)～(367) (略)	(167)～(367) (略)
(368) <u>削除</u>	(368) <u>家畜注射又は家畜薬浴の手数料</u>
(369)～(510)の5 (略)	(369)～(510)の5 (略)
(511) <u>中等教育学校の入学考査料</u>	(511) <u>中学校又は中等教育学校の入学考査料</u>
(512)～(585) (略)	(512)～(585) (略)

### 附 則

(施行期日)

- この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和2年新潟県条例第23号）の施行の日から施行する。ただし、別表第368号及び第511号の改正は、令和2年4月1日から施行する。

(調整規定)

- この規則の施行の日が新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年新潟県規則第39号）の施行の日（令和2年4月1日）前である場合には、この規則の改正規定の表の改正前及び改正後の欄の別表中「(159)」とあるのは、「(159)の2」とする。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月26日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

医 師 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000	

31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	

	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院に勤務する医師等に適用する。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（以下この項において「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

新潟県病院局管理規程第 3 号

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 26 日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程（令和元年新潟県病院局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(給料月額の特例)	(給料月額の特例)
<p><b>第 1 条</b> 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号。以下「管理職手当規程」という。）第 2 条の規定による管理職手当に係る区分が 1 種、2 種又は 3 種の職にある職員に係る令和元年11月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）の給料月額は、新潟県病院局企業職員の給与に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第 5 号。以下「病院局給与規程」という。）第 2 条第 1 項及び新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第 8 号。以下「医師給与規程」という。）第 2 条の規定（以下「病院局給与規程第 2 条第 1 項等の規定」という。）によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第10条から第13条まで並びに<u>医師給与規程第 3 条及び第 5 条から第 9 条までの規定（以下「一般職員給与条例第 6 条等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第 6 条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の8.5を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第 6 条等の規定により定められた額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前 2 項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、管理職手当規程第 2 条に規定する職にある職員に係る令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間の給料月額は、一般職員給与条例第 6 条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第 6 条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の 3.5を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算</u></p>	<p><b>第 1 条</b> 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号。以下「管理職手当規程」という。）第 2 条の規定による管理職手当に係る区分が 1 種、2 種又は 3 種の職にある職員に係る令和元年11月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）の給料月額は、新潟県病院局企業職員の給与に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第 5 号）第 2 条第 1 項及び新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第 8 号）第 2 条の規定（以下「病院局給与規程第 2 条第 1 項等の規定」という。）によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第10条から第13条まで並びに<u>新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第 8 号）第 3 条及び第 5 条から第 9 条までの規定（以下「一般職員給与条例第 6 条等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第 6 条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の8.5を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第 6 条等の規定により定められた額とする。</u></p> <p>2 (略)</p>

出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。

4 前3項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、病院局給与規程第2条第1項等の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第25条第5項に規定する期末手当基礎額の加算を受ける職員に係る給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。

(1) 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間 100分の1

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間 100分の0.5

(地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第2条 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項若しくは第4項に規定する職員若しくは前条の規定の適用を受ける職員以外の職員（病院局給与規程第1条に規定する職員に限る。以下同じ。）に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の地域手当の額は、病院局給与規程第2条第1項等の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4の規定（以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

2 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項に規定する職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の管理職手当の額は、管理職手当規程第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定により定められた額とする。

(地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第2条 前条に規定する職員に係る特例期間の地域手当の額は、病院局給与規程第2条第1項等の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4の規定（以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

2 前条に規定する職員に係る特例期間の管理職手当の額は、管理職手当規程第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定により定められた額とする。

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第 2 項又は第 3 項に規定する職員 100 分の 5</p> <p>3 <u>前条第 1 項若しくは第 2 項に規定する職員に係る特例期間又は前条第 3 項若しくは第 4 項に規定する職員若しくは前条の規定の適用を受ける職員以外の職員に係る令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、病院局給与規程第 2 条第 1 項等の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第 25 条第 2 項及び第 26 条第 2 項前段の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第 2 項に規定する職員 100 分の 5</p> <p>3 前条に規定する職員に係る特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、病院局給与規程第 2 条第 1 項等の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第 25 条第 2 項及び第 26 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第 2 項又は第 3 項に規定する職員 100 分の 5</p> <p>(3) <u>前条第 4 項に規定する職員又は前条の規定の適用を受ける職員以外の職員 100 分の 3</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第 2 項に規定する職員 100 分の 5</p>

#### 附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月26日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
<b>別表第4（第6条関係）</b>					<b>別表第4（第6条関係）</b>				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
58	(略)	45	(略)		58	(略)	46	(略)	
59		46			59		47		
60		46			60		48		
61		47			61		49		
62		47			62		49		
63		48			63		50		
64		48			64		50		
65		49			65		51		
66		50			66		51		
67		51			67		52		
(略)					(略)				
106	56	(略)			106	57	(略)		
(略)					(略)				
109	57	(略)			109	58	(略)		
110	57				110	58			
(略)					(略)				
112	58	(略)			112	59	(略)		
113	58				113	59			
114	58				114	59			
115	59				115	60			
116	59				116	60			
117	59				117	61			
118	59				118	61			
119	60				119	62			
120	60				120	62			
121	61				121	63			
(略)					(略)				

第2条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	132,300	183,600	205,200	231,500	264,200
2	133,200	185,100	206,400	233,100	266,000
3	134,200	186,600	207,800	234,600	267,800
4	135,100	188,000	209,100	236,200	269,900
5	136,100	189,200	210,400	237,600	271,600
6	137,100	190,700	211,800	239,300	273,400
7	138,100	192,100	213,200	240,800	275,200
8	139,100	193,400	214,600	242,400	277,200
9	139,900	194,800	215,900	243,500	279,200
10	140,900	195,800	217,500	245,000	281,200
11	141,900	197,100	219,100	246,600	283,100
12	143,000	198,200	220,500	247,900	285,000
13	143,800	199,400	221,700	249,400	287,000
14	144,800	200,500	223,200	250,800	288,900
15	145,800	201,600	224,700	252,100	290,800
16	146,800	202,700	226,000	253,500	292,600
17	147,900	203,600	226,900	255,000	294,400
18	149,200	204,700	227,600	256,500	296,400
19	150,400	205,700	228,500	258,200	298,500
20	151,600	206,700	229,500	260,000	300,500
21	152,700	207,600	230,300	261,600	302,400
22	153,900	208,700	231,800	263,300	304,500
23	155,100	209,800	233,100	264,900	306,500
24	156,300	210,800	234,200	266,500	308,600
25	157,400	211,700	235,600	268,400	310,300
26	158,900	212,600	236,900	270,200	312,400
27	160,400	213,300	238,200	271,900	314,400
28	161,900	214,200	239,500	273,600	316,400
29	163,300	215,100	240,300	275,300	318,100
30	164,700	216,300	241,500	277,000	320,100
31	166,200	217,300	242,800	278,800	322,200
32	167,700	218,200	243,900	280,300	324,300
33	169,100	218,800	245,000	281,800	325,500
34	170,900	220,000	246,200	283,700	327,500
35	172,700	221,100	247,300	285,500	329,400
36	174,500	222,300	248,500	287,400	331,500
37	176,200	222,800	249,800	289,000	333,400
38	177,900	223,900	250,800	290,700	335,300

39	179,600	225,100	252,100	292,500	337,300
40	181,300	226,100	253,400	294,300	339,200
41	182,800	226,900	254,400	295,800	341,100
42	184,200	228,100	255,600	297,500	343,000
43	185,500	229,100	256,500	299,000	344,800
44	186,900	230,200	257,800	300,600	346,700
45	188,400	231,300	258,600	302,200	348,200
46	189,700	232,200	259,600	303,900	349,600
47	191,100	233,300	260,700	305,500	351,100
48	192,500	234,300	261,600	307,200	352,600
49	193,800	235,300	262,800	308,100	354,200
50	194,900	236,300	263,800	309,600	355,000
51	196,000	237,300	264,900	311,100	356,200
52	197,200	238,300	265,600	312,700	357,200
53	198,300	239,400	266,500	314,300	358,100
54	199,400	240,400	267,600	315,900	359,200
55	200,300	241,100	268,800	317,500	360,100
56	201,400	241,800	270,000	319,000	361,200
57	202,500	242,700	270,800	320,500	362,100
58	203,500	243,600	271,800	321,700	362,800
59	204,500	244,500	272,900	322,900	363,500
60	205,500	245,200	273,900	324,100	364,200
61	206,600	246,000	274,900	324,800	364,600
62	207,500	246,900	276,000	325,700	365,200
63	208,400	247,800	276,800	326,500	365,900
64	209,300	248,700	277,900	327,300	366,600
65	210,000	249,500	278,700	328,200	366,900
66	210,800	250,300	279,500	328,600	367,600
67	211,500	251,100	280,300	329,300	368,300
68	212,300	251,800	281,100	330,100	369,000
69	212,700	252,500	281,700	330,900	369,300
70	213,300	253,100	282,500	331,600	369,900
71	213,600	253,500	283,300	332,300	370,600
72	214,000	253,900	284,000	333,000	371,200
73	214,200	254,100	284,800	333,500	371,500
74	214,600	254,500	285,500	334,100	372,100
75	215,100	255,000	286,300	334,600	372,800
76	215,700	255,500	287,100	335,200	373,400
77	215,900	255,800	287,700	335,500	373,800
78	216,600	256,200	288,200	336,000	374,300
79	217,100	256,700	288,700	336,400	374,900

80	217,600	257,200	289,100	336,900	375,400
81	218,300	257,500	289,500	337,300	375,900
82	218,600	257,800	289,900	337,800	376,500
83	219,200	258,100	290,400	338,300	377,000
84	219,900	258,400	290,900	338,800	377,300
85	220,500	258,600	291,300	339,100	377,700
86	220,900	258,800	291,900	339,500	378,200
87	221,300	259,100	292,500	340,000	378,600
88	222,000	259,400	293,100	340,400	379,000
89	222,500	259,600	293,400	340,700	379,400
90	223,000	259,800	293,900	341,100	379,900
91	223,500	260,200	294,400	341,600	380,300
92	223,900	260,400	294,800	342,000	380,700
93	224,300	260,700	295,200	342,200	381,000
94	224,700	261,100	295,700	342,600	
95	225,100	261,400	296,200	343,100	
96	225,400	261,700	296,700	343,500	
97	225,700	261,900	297,000	343,700	
98	226,200	262,200	297,400	344,100	
99	226,700	262,400	297,900	344,500	
100	227,200	262,700	298,400	344,800	
101	227,600	263,000	298,800	345,100	
102	228,100	263,200	299,200	345,500	
103	228,700	263,500	299,500	345,900	
104	229,300	263,800	299,800	346,300	
105	229,700	264,000	300,100	346,800	
106	230,200	264,200	300,500	347,200	
107	230,500	264,500	300,900	347,600	
108	230,900	264,700	301,300	348,000	
109	231,100	265,000	301,600	348,500	
110	231,500	265,300	302,000	348,900	
111	232,000	265,600	302,400	349,200	
112	232,400	265,800	302,700	349,500	
113	232,600	266,000	302,900	350,000	
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		

121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	
130		270,300	307,200	
131		270,600	307,500	
132		270,900	307,700	
133		271,100	307,900	
134		271,300		
135		271,600		
136		271,900		
137		272,100		

第3条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	132,300	183,600	205,200	231,500	264,200
2	133,200	185,100	206,400	233,100	266,000
3	134,200	186,600	207,800	234,600	267,800
4	135,100	188,000	209,100	236,200	269,900
5	136,100	189,200	210,400	237,600	271,600
6	137,100	190,700	211,800	239,300	273,400
7	138,100	192,100	213,200	240,800	275,200
8	139,100	193,400	214,600	242,400	277,200
9	139,900	194,800	215,900	243,500	279,200
10	140,900	195,800	217,500	245,000	281,200
11	141,900	197,100	219,100	246,600	283,100
12	143,000	198,200	220,500	247,900	285,000
13	143,800	199,400	221,700	249,400	287,000
14	144,800	200,500	223,200	250,800	288,900
15	145,800	201,600	224,700	252,100	290,800
16	146,800	202,700	226,000	253,500	292,600
17	147,900	203,600	226,900	255,000	294,400

18	149,200	204,700	227,600	256,500	296,400
19	150,400	205,700	228,500	258,200	298,500
20	151,600	206,700	229,500	260,000	300,500
21	152,700	207,600	230,300	261,600	302,400
22	153,900	208,700	231,800	263,300	304,500
23	155,100	209,800	233,100	264,900	306,500
24	156,300	210,800	234,200	266,500	308,600
25	157,400	211,700	235,600	268,400	310,300
26	158,900	212,600	236,900	270,200	312,400
27	160,400	213,300	238,200	271,900	314,400
28	161,900	214,200	239,500	273,600	316,400
29	163,300	215,100	240,300	275,300	318,100
30	164,700	216,300	241,500	277,000	320,100
31	166,200	217,300	242,800	278,800	322,200
32	167,700	218,200	243,900	280,300	324,300
33	169,100	218,800	245,000	281,800	325,500
34	170,900	220,000	246,200	283,700	327,500
35	172,700	221,100	247,300	285,500	329,400
36	174,500	222,300	248,500	287,400	331,500
37	176,200	222,800	249,800	289,000	333,400
38	177,900	223,900	250,800	290,700	335,300
39	179,600	225,100	252,100	292,500	337,300
40	181,300	226,100	253,400	294,300	339,200
41	182,800	226,900	254,400	295,800	341,100
42	184,200	228,100	255,600	297,500	343,000
43	185,500	229,100	256,500	299,000	344,800
44	186,900	230,200	257,800	300,600	346,700
45	188,400	231,300	258,600	302,200	348,200
46	189,700	232,200	259,600	303,900	349,600
47	191,100	233,300	260,700	305,500	351,100
48	192,500	234,300	261,600	307,200	352,600
49	193,800	235,300	262,800	308,100	354,200
50	194,900	236,300	263,800	309,600	355,000
51	196,000	237,300	264,900	311,100	356,200
52	197,200	238,300	265,600	312,700	357,200
53	198,300	239,400	266,500	314,300	358,100
54	199,400	240,400	267,600	315,900	359,200
55	200,300	241,100	268,800	317,500	360,100
56	201,400	241,800	270,000	319,000	361,200
57	202,500	242,700	270,800	320,500	362,100
58	203,500	243,600	271,800	321,700	362,800

59	204,500	244,500	272,900	322,900	363,500
60	205,500	245,200	273,900	324,100	364,200
61	206,600	246,000	274,900	324,800	364,600
62	207,500	246,900	276,000	325,700	365,200
63	208,400	247,800	276,800	326,500	365,900
64	209,300	248,700	277,900	327,300	366,600
65	210,000	249,500	278,700	328,200	366,900
66	210,800	250,300	279,500	328,600	367,600
67	211,500	251,100	280,300	329,300	368,300
68	212,300	251,800	281,100	330,100	369,000
69	212,700	252,500	281,700	330,900	369,300
70	213,300	253,100	282,500	331,600	369,900
71	213,600	253,500	283,300	332,300	370,600
72	214,000	253,900	284,000	333,000	371,200
73	214,200	254,100	284,800	333,500	371,500
74	214,600	254,500	285,500	334,100	372,100
75	215,100	255,000	286,300	334,600	372,800
76	215,700	255,500	287,100	335,200	373,400
77	215,900	255,800	287,700	335,500	373,800
78	216,600	256,200	288,200	336,000	374,300
79	217,100	256,700	288,700	336,400	374,900
80	217,600	257,200	289,100	336,900	375,400
81	218,300	257,500	289,500	337,300	375,900
82	218,600	257,800	289,900	337,800	376,500
83	219,200	258,100	290,400	338,300	377,000
84	219,900	258,400	290,900	338,800	377,300
85	220,500	258,600	291,300	339,100	377,700
86	220,900	258,800	291,900	339,500	378,200
87	221,300	259,100	292,500	340,000	378,600
88	222,000	259,400	293,100	340,400	379,000
89	222,500	259,600	293,400	340,700	379,400
90	223,000	259,800	293,900	341,100	379,900
91	223,500	260,200	294,400	341,600	380,300
92	223,900	260,400	294,800	342,000	380,700
93	224,300	260,700	295,200	342,200	381,000
94	224,700	261,100	295,700	342,600	381,500
95	225,100	261,400	296,200	343,100	381,900
96	225,400	261,700	296,700	343,500	382,300
97	225,700	261,900	297,000	343,700	382,600
98	226,200	262,200	297,400	344,100	383,100
99	226,700	262,400	297,900	344,500	383,500

100	227, 200	262, 700	298, 400	344, 800	383, 900
101	227, 600	263, 000	298, 800	345, 100	384, 200
102	228, 100	263, 200	299, 200	345, 500	
103	228, 700	263, 500	299, 500	345, 900	
104	229, 300	263, 800	299, 800	346, 300	
105	229, 700	264, 000	300, 100	346, 800	
106	230, 200	264, 200	300, 500	347, 200	
107	230, 500	264, 500	300, 900	347, 600	
108	230, 900	264, 700	301, 300	348, 000	
109	231, 100	265, 000	301, 600	348, 500	
110	231, 500	265, 300	302, 000	348, 900	
111	232, 000	265, 600	302, 400	349, 200	
112	232, 400	265, 800	302, 700	349, 500	
113	232, 600	266, 000	302, 900	350, 000	
114	233, 100	266, 300	303, 200		
115	233, 600	266, 500	303, 500		
116	234, 100	266, 700	303, 700		
117	234, 400	267, 000	303, 900		
118	234, 800	267, 300	304, 200		
119	235, 200	267, 600	304, 500		
120	235, 600	267, 900	304, 700		
121	236, 000	268, 100	304, 900		
122		268, 300	305, 200		
123		268, 600	305, 500		
124		268, 900	305, 700		
125		269, 100	305, 900		
126		269, 300	306, 200		
127		269, 600	306, 500		
128		269, 900	306, 700		
129		270, 100	306, 900		
130		270, 300	307, 200		
131		270, 600	307, 500		
132		270, 900	307, 700		
133		271, 100	307, 900		
134		271, 300			
135		271, 600			
136		271, 900			
137		272, 100			

第 4 条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(扶養手当等の支給)</p> <p><b>第7条</b> 扶養手当、<u>地域手当</u>、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当等、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)及び退職手当の支給並びにその支給方法については、県一般職員の例によるものとする。この場合において、職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和37年新潟県人事委員会規則第6-183号)第4条の5第中「別表」とあるのは「新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程(昭和34年新潟県病院局管理規程第14号)別表第5」とする。</p>	<p>(扶養手当等の支給)</p> <p><b>第7条</b> 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当等、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)及び退職手当の支給並びにその支給方法については、県一般職員の例によるものとする。この場合において、職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和37年新潟県人事委員会規則第6-183号)第4条の5第中「別表」とあるのは「新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程(昭和34年新潟県病院局管理規程第14号)別表第5」とする。</p>
<p><b>附 則</b></p>	<p><b>附 則</b></p>
<p>1～6 (略)</p>	<p>1～6 (略)</p>
<p>7 <u>第7条の規定に基づき県一般職員の例により期末手当基礎額の加算を受けることと定められた職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)の給料月額</u>は、<u>第3条から第6条までの規定(以下「第3条等の規定」という。)</u>にかかわらず、<u>第3条等の規定に基づき定められた額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、第3条等の規定により定められた額とする。</u></p> <p>(1) <u>令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間 100分の1</u></p> <p>(2) <u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間 100分の0.5</u></p> <p>(<u>地域手当の額の特例</u>)</p> <p>8 <u>特例期間の地域手当の額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき県一般職員の例により定められた額から第3条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額の算出の基礎となる地域手当の月額は、第7条の規定に基づき県一般職員の例により定められた額とする。</u></p> <p>(<u>期末手当及び勤勉手当の額の特例</u>)</p> <p>9 <u>特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき県一般職員の例により定められた額から当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</u></p>	

を減じた額とする。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程中第 1 条及び第 2 条の規定は公布の日から、その他の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条及び第 2 条の規定による改正後の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(昇格時号給対応表の改正に伴う経過措置)

- 3 平成 31 年 4 月 1 日から第 1 条の規定の施行の日 (以下「一部施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第 1 条の規定による改正後の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程 (以下この項において「改正後の規程」という。)別表第 4 の規定による号給が同条の規定による改正前の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程 (以下この項において「改正前の規程」という。)別表第 4 の規定による号給に達しない職員、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程別表第 4 の規定にかかわらず、改正前の規程別表第 4 の規定による号給とするものとする。
- 4 一部施行日から令和 2 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 5 第 2 条の規定による改正後の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程 (以下この項において「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合には、改正前の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 6 前 3 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県一般職員の例による。

## 企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月26日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
<b>別表第4（第3条関係）</b>					<b>別表第4（第3条関係）</b>				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
58	(略)	45	(略)		58	(略)	46	(略)	
59		46			59		47		
60		46			60		48		
61		47			61		49		
62		47			62		49		
63		48			63		50		
64		48			64		50		
65		49			65		51		
66		50			66		51		
67		51			67		52		
(略)					(略)				
106	56	(略)			106	57	(略)		
(略)					(略)				
109	57	(略)			109	58	(略)		
110	57				110	58			
(略)					(略)				
112	58	(略)			112	59	(略)		
113	58				113	59			
114	58				114	59			
115	59				115	60			
116	59				116	60			
117	59				117	61			
118	59				118	61			
119	60				119	62			
120	60				120	62			
121	61				121	63			
(略)					(略)				

第2条 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	132,300	183,600	205,200	231,500	264,200
2	133,200	185,100	206,400	233,100	266,000
3	134,200	186,600	207,800	234,600	267,800
4	135,100	188,000	209,100	236,200	269,900
5	136,100	189,200	210,400	237,600	271,600
6	137,100	190,700	211,800	239,300	273,400
7	138,100	192,100	213,200	240,800	275,200
8	139,100	193,400	214,600	242,400	277,200
9	139,900	194,800	215,900	243,500	279,200
10	140,900	195,800	217,500	245,000	281,200
11	141,900	197,100	219,100	246,600	283,100
12	143,000	198,200	220,500	247,900	285,000
13	143,800	199,400	221,700	249,400	287,000
14	144,800	200,500	223,200	250,800	288,900
15	145,800	201,600	224,700	252,100	290,800
16	146,800	202,700	226,000	253,500	292,600
17	147,900	203,600	226,900	255,000	294,400
18	149,200	204,700	227,600	256,500	296,400
19	150,400	205,700	228,500	258,200	298,500
20	151,600	206,700	229,500	260,000	300,500
21	152,700	207,600	230,300	261,600	302,400
22	153,900	208,700	231,800	263,300	304,500
23	155,100	209,800	233,100	264,900	306,500
24	156,300	210,800	234,200	266,500	308,600
25	157,400	211,700	235,600	268,400	310,300
26	158,900	212,600	236,900	270,200	312,400
27	160,400	213,300	238,200	271,900	314,400
28	161,900	214,200	239,500	273,600	316,400
29	163,300	215,100	240,300	275,300	318,100
30	164,700	216,300	241,500	277,000	320,100
31	166,200	217,300	242,800	278,800	322,200
32	167,700	218,200	243,900	280,300	324,300
33	169,100	218,800	245,000	281,800	325,500
34	170,900	220,000	246,200	283,700	327,500
35	172,700	221,100	247,300	285,500	329,400
36	174,500	222,300	248,500	287,400	331,500
37	176,200	222,800	249,800	289,000	333,400
38	177,900	223,900	250,800	290,700	335,300

39	179,600	225,100	252,100	292,500	337,300
40	181,300	226,100	253,400	294,300	339,200
41	182,800	226,900	254,400	295,800	341,100
42	184,200	228,100	255,600	297,500	343,000
43	185,500	229,100	256,500	299,000	344,800
44	186,900	230,200	257,800	300,600	346,700
45	188,400	231,300	258,600	302,200	348,200
46	189,700	232,200	259,600	303,900	349,600
47	191,100	233,300	260,700	305,500	351,100
48	192,500	234,300	261,600	307,200	352,600
49	193,800	235,300	262,800	308,100	354,200
50	194,900	236,300	263,800	309,600	355,000
51	196,000	237,300	264,900	311,100	356,200
52	197,200	238,300	265,600	312,700	357,200
53	198,300	239,400	266,500	314,300	358,100
54	199,400	240,400	267,600	315,900	359,200
55	200,300	241,100	268,800	317,500	360,100
56	201,400	241,800	270,000	319,000	361,200
57	202,500	242,700	270,800	320,500	362,100
58	203,500	243,600	271,800	321,700	362,800
59	204,500	244,500	272,900	322,900	363,500
60	205,500	245,200	273,900	324,100	364,200
61	206,600	246,000	274,900	324,800	364,600
62	207,500	246,900	276,000	325,700	365,200
63	208,400	247,800	276,800	326,500	365,900
64	209,300	248,700	277,900	327,300	366,600
65	210,000	249,500	278,700	328,200	366,900
66	210,800	250,300	279,500	328,600	367,600
67	211,500	251,100	280,300	329,300	368,300
68	212,300	251,800	281,100	330,100	369,000
69	212,700	252,500	281,700	330,900	369,300
70	213,300	253,100	282,500	331,600	369,900
71	213,600	253,500	283,300	332,300	370,600
72	214,000	253,900	284,000	333,000	371,200
73	214,200	254,100	284,800	333,500	371,500
74	214,600	254,500	285,500	334,100	372,100
75	215,100	255,000	286,300	334,600	372,800
76	215,700	255,500	287,100	335,200	373,400
77	215,900	255,800	287,700	335,500	373,800
78	216,600	256,200	288,200	336,000	374,300
79	217,100	256,700	288,700	336,400	374,900

80	217,600	257,200	289,100	336,900	375,400
81	218,300	257,500	289,500	337,300	375,900
82	218,600	257,800	289,900	337,800	376,500
83	219,200	258,100	290,400	338,300	377,000
84	219,900	258,400	290,900	338,800	377,300
85	220,500	258,600	291,300	339,100	377,700
86	220,900	258,800	291,900	339,500	378,200
87	221,300	259,100	292,500	340,000	378,600
88	222,000	259,400	293,100	340,400	379,000
89	222,500	259,600	293,400	340,700	379,400
90	223,000	259,800	293,900	341,100	379,900
91	223,500	260,200	294,400	341,600	380,300
92	223,900	260,400	294,800	342,000	380,700
93	224,300	260,700	295,200	342,200	381,000
94	224,700	261,100	295,700	342,600	
95	225,100	261,400	296,200	343,100	
96	225,400	261,700	296,700	343,500	
97	225,700	261,900	297,000	343,700	
98	226,200	262,200	297,400	344,100	
99	226,700	262,400	297,900	344,500	
100	227,200	262,700	298,400	344,800	
101	227,600	263,000	298,800	345,100	
102	228,100	263,200	299,200	345,500	
103	228,700	263,500	299,500	345,900	
104	229,300	263,800	299,800	346,300	
105	229,700	264,000	300,100	346,800	
106	230,200	264,200	300,500	347,200	
107	230,500	264,500	300,900	347,600	
108	230,900	264,700	301,300	348,000	
109	231,100	265,000	301,600	348,500	
110	231,500	265,300	302,000	348,900	
111	232,000	265,600	302,400	349,200	
112	232,400	265,800	302,700	349,500	
113	232,600	266,000	302,900	350,000	
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		

121	236,000	268,100	304,900
122		268,300	305,200
123		268,600	305,500
124		268,900	305,700
125		269,100	305,900
126		269,300	306,200
127		269,600	306,500
128		269,900	306,700
129		270,100	306,900
130		270,300	307,200
131		270,600	307,500
132		270,900	307,700
133		271,100	307,900
134		271,300	
135		271,600	
136		271,900	
137		272,100	

第3条 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	132,300	183,600	205,200	231,500	264,200
2	133,200	185,100	206,400	233,100	266,000
3	134,200	186,600	207,800	234,600	267,800
4	135,100	188,000	209,100	236,200	269,900
5	136,100	189,200	210,400	237,600	271,600
6	137,100	190,700	211,800	239,300	273,400
7	138,100	192,100	213,200	240,800	275,200
8	139,100	193,400	214,600	242,400	277,200
9	139,900	194,800	215,900	243,500	279,200
10	140,900	195,800	217,500	245,000	281,200
11	141,900	197,100	219,100	246,600	283,100
12	143,000	198,200	220,500	247,900	285,000
13	143,800	199,400	221,700	249,400	287,000
14	144,800	200,500	223,200	250,800	288,900
15	145,800	201,600	224,700	252,100	290,800
16	146,800	202,700	226,000	253,500	292,600
17	147,900	203,600	226,900	255,000	294,400

18	149,200	204,700	227,600	256,500	296,400
19	150,400	205,700	228,500	258,200	298,500
20	151,600	206,700	229,500	260,000	300,500
21	152,700	207,600	230,300	261,600	302,400
22	153,900	208,700	231,800	263,300	304,500
23	155,100	209,800	233,100	264,900	306,500
24	156,300	210,800	234,200	266,500	308,600
25	157,400	211,700	235,600	268,400	310,300
26	158,900	212,600	236,900	270,200	312,400
27	160,400	213,300	238,200	271,900	314,400
28	161,900	214,200	239,500	273,600	316,400
29	163,300	215,100	240,300	275,300	318,100
30	164,700	216,300	241,500	277,000	320,100
31	166,200	217,300	242,800	278,800	322,200
32	167,700	218,200	243,900	280,300	324,300
33	169,100	218,800	245,000	281,800	325,500
34	170,900	220,000	246,200	283,700	327,500
35	172,700	221,100	247,300	285,500	329,400
36	174,500	222,300	248,500	287,400	331,500
37	176,200	222,800	249,800	289,000	333,400
38	177,900	223,900	250,800	290,700	335,300
39	179,600	225,100	252,100	292,500	337,300
40	181,300	226,100	253,400	294,300	339,200
41	182,800	226,900	254,400	295,800	341,100
42	184,200	228,100	255,600	297,500	343,000
43	185,500	229,100	256,500	299,000	344,800
44	186,900	230,200	257,800	300,600	346,700
45	188,400	231,300	258,600	302,200	348,200
46	189,700	232,200	259,600	303,900	349,600
47	191,100	233,300	260,700	305,500	351,100
48	192,500	234,300	261,600	307,200	352,600
49	193,800	235,300	262,800	308,100	354,200
50	194,900	236,300	263,800	309,600	355,000
51	196,000	237,300	264,900	311,100	356,200
52	197,200	238,300	265,600	312,700	357,200
53	198,300	239,400	266,500	314,300	358,100
54	199,400	240,400	267,600	315,900	359,200
55	200,300	241,100	268,800	317,500	360,100
56	201,400	241,800	270,000	319,000	361,200
57	202,500	242,700	270,800	320,500	362,100
58	203,500	243,600	271,800	321,700	362,800

59	204,500	244,500	272,900	322,900	363,500
60	205,500	245,200	273,900	324,100	364,200
61	206,600	246,000	274,900	324,800	364,600
62	207,500	246,900	276,000	325,700	365,200
63	208,400	247,800	276,800	326,500	365,900
64	209,300	248,700	277,900	327,300	366,600
65	210,000	249,500	278,700	328,200	366,900
66	210,800	250,300	279,500	328,600	367,600
67	211,500	251,100	280,300	329,300	368,300
68	212,300	251,800	281,100	330,100	369,000
69	212,700	252,500	281,700	330,900	369,300
70	213,300	253,100	282,500	331,600	369,900
71	213,600	253,500	283,300	332,300	370,600
72	214,000	253,900	284,000	333,000	371,200
73	214,200	254,100	284,800	333,500	371,500
74	214,600	254,500	285,500	334,100	372,100
75	215,100	255,000	286,300	334,600	372,800
76	215,700	255,500	287,100	335,200	373,400
77	215,900	255,800	287,700	335,500	373,800
78	216,600	256,200	288,200	336,000	374,300
79	217,100	256,700	288,700	336,400	374,900
80	217,600	257,200	289,100	336,900	375,400
81	218,300	257,500	289,500	337,300	375,900
82	218,600	257,800	289,900	337,800	376,500
83	219,200	258,100	290,400	338,300	377,000
84	219,900	258,400	290,900	338,800	377,300
85	220,500	258,600	291,300	339,100	377,700
86	220,900	258,800	291,900	339,500	378,200
87	221,300	259,100	292,500	340,000	378,600
88	222,000	259,400	293,100	340,400	379,000
89	222,500	259,600	293,400	340,700	379,400
90	223,000	259,800	293,900	341,100	379,900
91	223,500	260,200	294,400	341,600	380,300
92	223,900	260,400	294,800	342,000	380,700
93	224,300	260,700	295,200	342,200	381,000
94	224,700	261,100	295,700	342,600	381,500
95	225,100	261,400	296,200	343,100	381,900
96	225,400	261,700	296,700	343,500	382,300
97	225,700	261,900	297,000	343,700	382,600
98	226,200	262,200	297,400	344,100	383,100
99	226,700	262,400	297,900	344,500	383,500

100	227,200	262,700	298,400	344,800	383,900
101	227,600	263,000	298,800	345,100	384,200
102	228,100	263,200	299,200	345,500	
103	228,700	263,500	299,500	345,900	
104	229,300	263,800	299,800	346,300	
105	229,700	264,000	300,100	346,800	
106	230,200	264,200	300,500	347,200	
107	230,500	264,500	300,900	347,600	
108	230,900	264,700	301,300	348,000	
109	231,100	265,000	301,600	348,500	
110	231,500	265,300	302,000	348,900	
111	232,000	265,600	302,400	349,200	
112	232,400	265,800	302,700	349,500	
113	232,600	266,000	302,900	350,000	
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程中第1条及び第2条の規定は公布の日から、第3条の規定は令和2年4月1日から施行する。

- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県企業局企業職員給与規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。  
(昇格時号給対応表の改正に伴う経過措置)
  - 3 平成31年4月1日から第1条の規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条の規定による改正後の新潟県企業局企業職員給与規程(以下この項において「改正後の規程」という。)別表第4の規定による号給が同条の規定による改正前の新潟県企業局企業職員給与規程(以下この項において「改正前の規程」という。)別表第4の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程別表第4の規定にかかわらず、改正前の規程別表第4の規定による号給とするものとする。
  - 4 一部施行日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。  
(給与の内払)
  - 5 第2条の規定による改正後の新潟県企業局企業職員給与規程(以下この項において「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県企業局企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。  
(施行細則)
  - 6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。
-

新潟県企業局管理規程第 3 号

新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 26 日

新潟県企業管理者 桑 原 勝 史

新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程（令和元年新潟県企業局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 1 条</b> （略）</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、<u>給与規程第 6 条に規定する職にある職員のうち別表第 6 に規定する局本庁の課長及び事業所の所長（支給割合 3 種のものを除く。）に係る特例期間の給料月額</u>は、一般職員給与条例第 6 条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第 6 条等の規定に基づき定められた額から当該額に 100 分の 3.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第 6 条等の規定により定められた額とする。</p> <p>3 <u>前 2 項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、給与規程第 6 条に規定する職にある職員に係る令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間の給料月額</u>は、一般職員給与条例第 6 条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第 6 条等の規定に基づき定められた額から当該額に 100 分の 3.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、<u>一般職員給与条例第 6 条等の規定により定められた額とする。</u></p> <p>4 <u>前 3 項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、給与規程第 2 条第 1 項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第 25 条第 5 項に規定する期末手当基礎額の加算を受ける職員に係る給料月額</u>は、一般職員給与条例第 6 条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第 6 条等の規定に基づき定められた額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、<u>一般職員給与条例第 6 条等の規定により定められた額とする。</u></p>	<p><b>第 1 条</b> （略）</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、<u>一般職員給与条例第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職にある職員のうち給与規程別表第 6 に規定する局本庁の課長及び事業所の所長（支給割合 3 種のものを除く。）に係る特例期間の給料月額</u>は、一般職員給与条例第 6 条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第 6 条等の規定に基づき定められた額から当該額に 100 分の 3.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第 6 条等の規定により定められた額とする。</p>

(1) 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間 100分の1

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間 100分の0.5

**第2条** 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項若しくは第4項に規定する職員若しくは前条の規定の適用を受ける職員以外の職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の地域手当の額は、給与規程第2条第1項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4の規定（以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

2 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項に規定する職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の管理職手当の額は、給与規程第6条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定により定められた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項又は第3項に規定する職員 100分の5

3 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項若しくは第4項に規定する職員若しくは前条の規定の適用を受ける職員以外の職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、給与規程第2条第1項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項前段の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項又は第3項に規定する職員 100分の5

**第2条** 前条に規定する職員に係る特例期間の地域手当の額は、一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4の規定（以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

2 前条に規定する職員に係る特例期間の管理職手当の額は、一般職員給与条例第24条の2第2項の規定にかかわらず、この規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、一般職員給与条例第24条の2第2項の規定により定められた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

3 前条に規定する職員に係る特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

(3) 前条第4項に規定する職員又は前条の規定の  
適用を受ける職員以外の職員 100分の3

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月26日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1840号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(規則第6-45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前																																																																																																																																																																																																																																								
<p><b>別表第18の3</b></p> <p style="text-align: center;">昇格時号給対応表</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>3</td><td>1</td></tr> <tr><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>74</td><td><u>41</u></td><td rowspan="10" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="10" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="10" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>75</td><td><u>42</u></td></tr> <tr><td>76</td><td><u>42</u></td></tr> <tr><td>77</td><td><u>43</u></td></tr> <tr><td>78</td><td><u>43</u></td></tr> <tr><td>79</td><td><u>44</u></td></tr> <tr><td>80</td><td><u>44</u></td></tr> <tr><td>81</td><td><u>45</u></td></tr> <tr><td>82</td><td><u>46</u></td></tr> <tr><td>83</td><td><u>47</u></td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>153</td><td>68</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>ニ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>3</td><td>1</td></tr> <tr><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>59</td><td><u>45</u></td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>61</td><td><u>46</u></td><td rowspan="10" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="10" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="10" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>62</td><td><u>46</u></td></tr> <tr><td>63</td><td><u>47</u></td></tr> <tr><td>64</td><td><u>47</u></td></tr> <tr><td>65</td><td><u>47</u></td></tr> <tr><td>66</td><td><u>48</u></td></tr> <tr><td>67</td><td><u>48</u></td></tr> <tr><td>68</td><td><u>48</u></td></tr> <tr><td>69</td><td><u>49</u></td></tr> </tbody> </table>					昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				2級	特2級	3級	4級	1	1	(略)	(略)	(略)	2	1	3	1	4	1	(略)					74	<u>41</u>	(略)	(略)	(略)	75	<u>42</u>	76	<u>42</u>	77	<u>43</u>	78	<u>43</u>	79	<u>44</u>	80	<u>44</u>	81	<u>45</u>	82	<u>46</u>	83	<u>47</u>	(略)					153	68	(略)	(略)	(略)	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				2級	特2級	3級	4級	1	1	(略)	(略)	(略)	2	1	3	1	4	1	(略)					59	<u>45</u>	(略)	(略)	(略)	(略)					61	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)	62	<u>46</u>	63	<u>47</u>	64	<u>47</u>	65	<u>47</u>	66	<u>48</u>	67	<u>48</u>	68	<u>48</u>	69	<u>49</u>	<p><b>別表第18の3</b></p> <p style="text-align: center;">昇格時号給対応表</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>3</td><td>1</td></tr> <tr><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>74</td><td><u>42</u></td><td rowspan="10" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="10" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="10" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>75</td><td><u>43</u></td></tr> <tr><td>76</td><td><u>44</u></td></tr> <tr><td>77</td><td><u>45</u></td></tr> <tr><td>78</td><td><u>45</u></td></tr> <tr><td>79</td><td><u>46</u></td></tr> <tr><td>80</td><td><u>46</u></td></tr> <tr><td>81</td><td><u>47</u></td></tr> <tr><td>82</td><td><u>47</u></td></tr> <tr><td>83</td><td><u>48</u></td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>153</td><td>68</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>ニ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>3</td><td>1</td></tr> <tr><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>59</td><td><u>46</u></td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>61</td><td><u>47</u></td><td rowspan="10" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="10" style="text-align: center;">(略)</td><td rowspan="10" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>62</td><td><u>47</u></td></tr> <tr><td>63</td><td><u>48</u></td></tr> <tr><td>64</td><td><u>48</u></td></tr> <tr><td>65</td><td><u>49</u></td></tr> <tr><td>66</td><td><u>49</u></td></tr> <tr><td>67</td><td><u>50</u></td></tr> <tr><td>68</td><td><u>50</u></td></tr> <tr><td>69</td><td><u>51</u></td></tr> </tbody> </table>					昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				2級	特2級	3級	4級	1	1	(略)	(略)	(略)	2	1	3	1	4	1	(略)					74	<u>42</u>	(略)	(略)	(略)	75	<u>43</u>	76	<u>44</u>	77	<u>45</u>	78	<u>45</u>	79	<u>46</u>	80	<u>46</u>	81	<u>47</u>	82	<u>47</u>	83	<u>48</u>	(略)					153	68	(略)	(略)	(略)	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				2級	特2級	3級	4級	1	1	(略)	(略)	(略)	2	1	3	1	4	1	(略)					59	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)	(略)					61	<u>47</u>	(略)	(略)	(略)	62	<u>47</u>	63	<u>48</u>	64	<u>48</u>	65	<u>49</u>	66	<u>49</u>	67	<u>50</u>	68	<u>50</u>	69	<u>51</u>
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																																																																																																																																																																																																												
	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																																																																																																																									
1	1	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
2	1																																																																																																																																																																																																																																												
3	1																																																																																																																																																																																																																																												
4	1																																																																																																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																																																																																																													
74	<u>41</u>	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
75	<u>42</u>																																																																																																																																																																																																																																												
76	<u>42</u>																																																																																																																																																																																																																																												
77	<u>43</u>																																																																																																																																																																																																																																												
78	<u>43</u>																																																																																																																																																																																																																																												
79	<u>44</u>																																																																																																																																																																																																																																												
80	<u>44</u>																																																																																																																																																																																																																																												
81	<u>45</u>																																																																																																																																																																																																																																												
82	<u>46</u>																																																																																																																																																																																																																																												
83	<u>47</u>																																																																																																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																																																																																																													
153	68	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																																																																																																																																																																																																												
	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																																																																																																																									
1	1	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
2	1																																																																																																																																																																																																																																												
3	1																																																																																																																																																																																																																																												
4	1																																																																																																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																																																																																																													
59	<u>45</u>	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
(略)																																																																																																																																																																																																																																													
61	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
62	<u>46</u>																																																																																																																																																																																																																																												
63	<u>47</u>																																																																																																																																																																																																																																												
64	<u>47</u>																																																																																																																																																																																																																																												
65	<u>47</u>																																																																																																																																																																																																																																												
66	<u>48</u>																																																																																																																																																																																																																																												
67	<u>48</u>																																																																																																																																																																																																																																												
68	<u>48</u>																																																																																																																																																																																																																																												
69	<u>49</u>																																																																																																																																																																																																																																												
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																																																																																																																																																																																																												
	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																																																																																																																									
1	1	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
2	1																																																																																																																																																																																																																																												
3	1																																																																																																																																																																																																																																												
4	1																																																																																																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																																																																																																													
74	<u>42</u>	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
75	<u>43</u>																																																																																																																																																																																																																																												
76	<u>44</u>																																																																																																																																																																																																																																												
77	<u>45</u>																																																																																																																																																																																																																																												
78	<u>45</u>																																																																																																																																																																																																																																												
79	<u>46</u>																																																																																																																																																																																																																																												
80	<u>46</u>																																																																																																																																																																																																																																												
81	<u>47</u>																																																																																																																																																																																																																																												
82	<u>47</u>																																																																																																																																																																																																																																												
83	<u>48</u>																																																																																																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																																																																																																													
153	68	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																																																																																																																																																																																																												
	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																																																																																																																									
1	1	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
2	1																																																																																																																																																																																																																																												
3	1																																																																																																																																																																																																																																												
4	1																																																																																																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																																																																																																													
59	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
(略)																																																																																																																																																																																																																																													
61	<u>47</u>	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
62	<u>47</u>																																																																																																																																																																																																																																												
63	<u>48</u>																																																																																																																																																																																																																																												
64	<u>48</u>																																																																																																																																																																																																																																												
65	<u>49</u>																																																																																																																																																																																																																																												
66	<u>49</u>																																																																																																																																																																																																																																												
67	<u>50</u>																																																																																																																																																																																																																																												
68	<u>50</u>																																																																																																																																																																																																																																												
69	<u>51</u>																																																																																																																																																																																																																																												

70	<u>50</u>	(略)	(略)	(略)
71	<u>51</u>			
(略)				
91	<u>61</u>	(略)	(略)	(略)
(略)				
93	<u>62</u>	(略)	(略)	(略)
94	<u>62</u>			
95	<u>63</u>			
96	<u>63</u>			
97	<u>63</u>			
98	<u>64</u>			
99	<u>64</u>			
100	<u>64</u>			
(略)				
104	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)
105	<u>65</u>			
106	<u>65</u>			
107	<u>65</u>			
(略)				
111	<u>66</u>	(略)	(略)	(略)
112	<u>66</u>			
113	<u>66</u>			
114	<u>66</u>			
(略)				
118	<u>67</u>	(略)	(略)	(略)
119	<u>67</u>			
120	<u>67</u>			
121	<u>67</u>			
(略)				
125	<u>68</u>	(略)	(略)	(略)
(略)				
161		(略)	(略)	(略)

ホ 医療職給料表(-)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	(略)	(略)
2	1		
3	1		
4	1		
(略)			
46	<u>25</u>	(略)	(略)
47	<u>26</u>		
48	<u>26</u>		
49	<u>27</u>		
50	<u>27</u>		
(略)			
52	<u>28</u>	(略)	(略)
(略)			
56	<u>29</u>	(略)	(略)
(略)			
60	<u>30</u>	(略)	(略)
(略)			
64	<u>31</u>	(略)	(略)
(略)			
97		(略)	(略)

70	<u>51</u>	(略)	(略)	(略)
71	<u>52</u>			
(略)				
91	<u>62</u>	(略)	(略)	(略)
(略)				
93	<u>63</u>	(略)	(略)	(略)
94	<u>63</u>			
95	<u>64</u>			
96	<u>64</u>			
97	<u>65</u>			
98	<u>65</u>			
99	<u>65</u>			
100	<u>65</u>			
(略)				
104	<u>66</u>	(略)	(略)	(略)
105	<u>66</u>			
106	<u>66</u>			
107	<u>66</u>			
(略)				
111	<u>67</u>	(略)	(略)	(略)
112	<u>67</u>			
113	<u>67</u>			
114	<u>67</u>			
(略)				
118	<u>68</u>	(略)	(略)	(略)
119	<u>68</u>			
120	<u>68</u>			
121	<u>68</u>			
(略)				
125	<u>69</u>	(略)	(略)	(略)
(略)				
161		(略)	(略)	(略)

ホ 医療職給料表(-)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	(略)	(略)
2	1		
3	1		
4	1		
(略)			
46	<u>26</u>	(略)	(略)
47	<u>27</u>		
48	<u>28</u>		
49	<u>28</u>		
50	<u>28</u>		
(略)			
52	<u>29</u>	(略)	(略)
(略)			
56	<u>30</u>	(略)	(略)
(略)			
60	<u>31</u>	(略)	(略)
(略)			
64	<u>32</u>	(略)	(略)
(略)			
97		(略)	(略)

へ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1						
2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	1						
4	1						
(略)							
71	41	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)							
73	42						
74	42						
75	43						
76	43						
77	43						
78	44	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
79	44						
80	44						
81	45						
82	45						
83	46						
84	46						
(略)							
113		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ト (略)

チ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1		
2	1	1	(略)	(略)
3	1	1		
4	1	1		
(略)				
67	32	25	(略)	(略)
(略)				
69	33	26		
70	33	26		
71	34	27		
72	34	27		
73	35	27		
74	35	28		
75	36	28		
76	36	28		
77	37	29		
78	37	30	(略)	(略)
79	38	31		
80	38	32		
81	39	33		
82	39	33		
83	40	33		
84	40	33		
85	41	34		
86	42	34		
87	43	34		
(略)				
90	45	35	(略)	(略)

へ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1						
2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	1						
4	1						
(略)							
71	42	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)							
73	43						
74	43						
75	44						
76	44						
77	45						
78	45	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
79	45						
80	46						
81	46						
82	46						
83	47						
84	47						
(略)							
113		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ト (略)

チ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1		
2	1	1	(略)	(略)
3	1	1		
4	1	1		
(略)				
67	32	26	(略)	(略)
(略)				
69	33	27		
70	33	27		
71	34	28		
72	34	28		
73	35	29		
74	35	29		
75	36	30		
76	36	30		
77	37	31		
78	38	31	(略)	(略)
79	39	32		
80	40	32		
81	41	33		
82	41	33		
83	42	33		
84	42	33		
85	43	34		
86	43	34		
87	44	34		
(略)				
90	46	35	(略)	(略)

91	<u>46</u>	35	(略)	(略)
92	<u>46</u>	35		
93	<u>47</u>	36		
94	<u>47</u>	36		
95	<u>48</u>	36		
96	<u>48</u>	36		
97	<u>49</u>	37		
98	<u>50</u>	37		
99	<u>51</u>	37		
100	<u>52</u>	38		
101	<u>53</u>	38		
102	<u>54</u>	38		
103	<u>55</u>	39		
(略)				
107	<u>57</u>	40	(略)	(略)
(略)				
109	<u>58</u>	40	(略)	(略)
110	<u>58</u>	40		
111	<u>59</u>	41		
112	<u>59</u>	41		
113	<u>59</u>	41		
114	<u>60</u>	41		
115	<u>60</u>	41		
116	<u>60</u>	42		
117	<u>61</u>	42		
118	<u>61</u>	42		
119	<u>62</u>	42		
120	<u>62</u>	42		
121	63	43		

91	<u>47</u>	35	(略)	(略)
92	<u>48</u>	35		
93	<u>49</u>	36		
94	<u>50</u>	36		
95	<u>51</u>	36		
96	<u>52</u>	36		
97	<u>53</u>	37		
98	<u>53</u>	37		
99	<u>54</u>	37		
100	<u>54</u>	38		
101	<u>55</u>	38		
102	<u>55</u>	38		
103	<u>56</u>	39		
(略)				
107	<u>58</u>	40	(略)	(略)
(略)				
109	<u>59</u>	40	(略)	(略)
110	<u>59</u>	40		
111	<u>60</u>	41		
112	<u>60</u>	41		
113	<u>61</u>	41		
114	<u>61</u>	41		
115	<u>61</u>	41		
116	<u>62</u>	42		
117	<u>62</u>	42		
118	<u>62</u>	42		
119	<u>63</u>	42		
120	<u>63</u>	42		
121	63	43		

リ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1				
3	1				
4	1				
(略)					
78	<u>41</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
79	<u>42</u>				
80	<u>42</u>				
81	<u>43</u>				
82	<u>43</u>				
83	<u>44</u>				
84	<u>44</u>				
85	<u>45</u>				
86	<u>46</u>				
87	<u>47</u>				
(略)					
91	<u>49</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
93	<u>50</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
94	<u>50</u>				
95	<u>51</u>				
96	<u>51</u>				
97	<u>51</u>				

リ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1				
3	1				
4	1				
(略)					
78	<u>42</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
79	<u>43</u>				
80	<u>44</u>				
81	<u>45</u>				
82	<u>45</u>				
83	<u>46</u>				
84	<u>46</u>				
85	<u>47</u>				
86	<u>47</u>				
87	<u>48</u>				
(略)					
91	<u>50</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
93	<u>51</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
94	<u>51</u>				
95	<u>52</u>				
96	<u>52</u>				
97	<u>53</u>				

98	<u>52</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
99	<u>52</u>				
100	<u>52</u>				
101	<u>53</u>				
102	<u>53</u>				
103	<u>53</u>				
(略)					
105	<u>54</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
106	<u>54</u>				
(略)					
109	<u>55</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
139	<u>61</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
145	<u>62</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
146	<u>62</u>				
(略)					
151	<u>63</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
152	<u>63</u>				
153	<u>63</u>				
備考 (略)					

98	<u>53</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
99	<u>53</u>				
100	<u>53</u>				
101	<u>54</u>				
102	<u>54</u>				
103	<u>54</u>				
(略)					
105	<u>55</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
106	<u>55</u>				
(略)					
109	<u>56</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
139	<u>62</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
145	<u>63</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
146	<u>63</u>				
(略)					
151	<u>64</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
152	<u>64</u>				
153	<u>64</u>				
備考 (略)					

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6－45号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後										改 正 前									
別表第18の3 昇格時号給対応表 イ 行政職給料表昇格時号給対応表										別表第18の3 昇格時号給対応表 イ 行政職給料表昇格時号給対応表									
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給									昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1				1						1				1					
2	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3				1						3				1					
4				1						4				1					
(略)										(略)									
94				<u>75</u>						94									
95				<u>76</u>						95									
96				<u>76</u>						96									
97	(略)	(略)	(略)	<u>77</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	97	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
98				<u>78</u>						98									
99				<u>79</u>						99									
100				<u>80</u>						100									
101				<u>81</u>						101									
(略)										(略)									
125		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	125		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)										(略)									
ロ 公安職給料表昇格時号給対応表										ロ 公安職給料表昇格時号給対応表									
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給									昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		
1					1				1					1					
2	(略)	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)	2	(略)	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)		
3					1				3					1					
4					1				4					1					
(略)										(略)									
94					<u>84</u>					94									
95					<u>85</u>					95									
96					<u>86</u>					96									
97	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>87</u>	(略)	(略)	(略)	97	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
98					<u>87</u>					98									
99					<u>88</u>					99									
100					<u>88</u>					100									

101	(略)	(略)	(略)	(略)	89	(略)	(略)	(略)
(略)								
145	(略)							
ハ～リ (略)								
備考 (略)								

101	(略)							
(略)								
145	(略)							
ハ～リ (略)								
備考 (略)								

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。  
 (昇格時号給対応表の改正に関する経過措置)
- 3 平成 31 年 4 月 1 日から第 1 条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 施行日から令和 2 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月26日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1841号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 特殊勤務手当に関する規則(規則第6-1313号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改正後	改正前
第31条 (略)	第31条 (略)  (兼務授業担当手当) <u>第31条の2</u> 条例第37条第1項第2号の人事委員会規則で定める学校は、次に掲げるものとする。 (1) <u>直江津高等学校(本務とする学校が直江津中等教育学校である場合に限る。)</u> (2) <u>直江津中等教育学校(本務とする学校が直江津高等学校である場合に限る。)</u>

第2条 特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(教員特殊業務手当) 第28条 (略) 2 (略) 3 条例第32条第2項の別に人事委員会規則で定める程度とは、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が6時間以上(同条第1項第4号に掲げる業務については引き続き <u>3時間以上</u> )であることとする。 4・5 (略)	(教員特殊業務手当) 第28条 (略) 2 (略) 3 条例第32条第2項の別に人事委員会規則で定める程度とは、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が6時間以上(同条第1項第4号に掲げる業務については引き続き <u>4時間以上6時間未満</u> )であることとする。 4・5 (略) <u>6</u> 条例第32条第2項の心身に特に著しい負担を与えるものとして別に人事委員会規則で定める程度とは、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き6時間以上であることとする。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

教育委員会規則

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

**新潟県教育委員会規則第2号**

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

**第1条** 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
<b>別表第4（第6条関係）</b>					<b>別表第4（第6条関係）</b>				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給				昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
58	(略)	45	(略)		58	(略)	46	(略)	
59		46			59		47		
60		46			60		48		
61		47			61		49		
62		47			62		49		
63		48			63		50		
64		48			64		50		
65		49			65		51		
66		50			66		51		
67		51			67		52		
(略)					(略)				
106	56	(略)			106	57	(略)		
(略)					(略)				
109	57	(略)			109	58	(略)		
110	57				110	58			
(略)					(略)				
112	58	(略)			112	59	(略)		
113	58				113	59			
114	58				114	59			
115	59				115	60			
116	59				116	60			
117	59				117	61			
118	59				118	61			
119	60				119	62			
120	60				120	62			
121	61				121	63			
(略)					(略)				

**第2条** 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1（第3条関係）**

## 技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	132,300	183,600	205,200	231,500	264,200
2	133,200	185,100	206,400	233,100	266,000
3	134,200	186,600	207,800	234,600	267,800
4	135,100	188,000	209,100	236,200	269,900
5	136,100	189,200	210,400	237,600	271,600
6	137,100	190,700	211,800	239,300	273,400
7	138,100	192,100	213,200	240,800	275,200
8	139,100	193,400	214,600	242,400	277,200
9	139,900	194,800	215,900	243,500	279,200
10	140,900	195,800	217,500	245,000	281,200
11	141,900	197,100	219,100	246,600	283,100
12	143,000	198,200	220,500	247,900	285,000
13	143,800	199,400	221,700	249,400	287,000
14	144,800	200,500	223,200	250,800	288,900
15	145,800	201,600	224,700	252,100	290,800
16	146,800	202,700	226,000	253,500	292,600
17	147,900	203,600	226,900	255,000	294,400
18	149,200	204,700	227,600	256,500	296,400
19	150,400	205,700	228,500	258,200	298,500
20	151,600	206,700	229,500	260,000	300,500
21	152,700	207,600	230,300	261,600	302,400
22	153,900	208,700	231,800	263,300	304,500
23	155,100	209,800	233,100	264,900	306,500
24	156,300	210,800	234,200	266,500	308,600
25	157,400	211,700	235,600	268,400	310,300
26	158,900	212,600	236,900	270,200	312,400
27	160,400	213,300	238,200	271,900	314,400
28	161,900	214,200	239,500	273,600	316,400
29	163,300	215,100	240,300	275,300	318,100
30	164,700	216,300	241,500	277,000	320,100
31	166,200	217,300	242,800	278,800	322,200
32	167,700	218,200	243,900	280,300	324,300
33	169,100	218,800	245,000	281,800	325,500
34	170,900	220,000	246,200	283,700	327,500
35	172,700	221,100	247,300	285,500	329,400
36	174,500	222,300	248,500	287,400	331,500
37	176,200	222,800	249,800	289,000	333,400

38	177,900	223,900	250,800	290,700	335,300
39	179,600	225,100	252,100	292,500	337,300
40	181,300	226,100	253,400	294,300	339,200
41	182,800	226,900	254,400	295,800	341,100
42	184,200	228,100	255,600	297,500	343,000
43	185,500	229,100	256,500	299,000	344,800
44	186,900	230,200	257,800	300,600	346,700
45	188,400	231,300	258,600	302,200	348,200
46	189,700	232,200	259,600	303,900	349,600
47	191,100	233,300	260,700	305,500	351,100
48	192,500	234,300	261,600	307,200	352,600
49	193,800	235,300	262,800	308,100	354,200
50	194,900	236,300	263,800	309,600	355,000
51	196,000	237,300	264,900	311,100	356,200
52	197,200	238,300	265,600	312,700	357,200
53	198,300	239,400	266,500	314,300	358,100
54	199,400	240,400	267,600	315,900	359,200
55	200,300	241,100	268,800	317,500	360,100
56	201,400	241,800	270,000	319,000	361,200
57	202,500	242,700	270,800	320,500	362,100
58	203,500	243,600	271,800	321,700	362,800
59	204,500	244,500	272,900	322,900	363,500
60	205,500	245,200	273,900	324,100	364,200
61	206,600	246,000	274,900	324,800	364,600
62	207,500	246,900	276,000	325,700	365,200
63	208,400	247,800	276,800	326,500	365,900
64	209,300	248,700	277,900	327,300	366,600
65	210,000	249,500	278,700	328,200	366,900
66	210,800	250,300	279,500	328,600	367,600
67	211,500	251,100	280,300	329,300	368,300
68	212,300	251,800	281,100	330,100	369,000
69	212,700	252,500	281,700	330,900	369,300
70	213,300	253,100	282,500	331,600	369,900
71	213,600	253,500	283,300	332,300	370,600
72	214,000	253,900	284,000	333,000	371,200
73	214,200	254,100	284,800	333,500	371,500
74	214,600	254,500	285,500	334,100	372,100
75	215,100	255,000	286,300	334,600	372,800
76	215,700	255,500	287,100	335,200	373,400
77	215,900	255,800	287,700	335,500	373,800
78	216,600	256,200	288,200	336,000	374,300

79	217,100	256,700	288,700	336,400	374,900
80	217,600	257,200	289,100	336,900	375,400
81	218,300	257,500	289,500	337,300	375,900
82	218,600	257,800	289,900	337,800	376,500
83	219,200	258,100	290,400	338,300	377,000
84	219,900	258,400	290,900	338,800	377,300
85	220,500	258,600	291,300	339,100	377,700
86	220,900	258,800	291,900	339,500	378,200
87	221,300	259,100	292,500	340,000	378,600
88	222,000	259,400	293,100	340,400	379,000
89	222,500	259,600	293,400	340,700	379,400
90	223,000	259,800	293,900	341,100	379,900
91	223,500	260,200	294,400	341,600	380,300
92	223,900	260,400	294,800	342,000	380,700
93	224,300	260,700	295,200	342,200	381,000
94	224,700	261,100	295,700	342,600	
95	225,100	261,400	296,200	343,100	
96	225,400	261,700	296,700	343,500	
97	225,700	261,900	297,000	343,700	
98	226,200	262,200	297,400	344,100	
99	226,700	262,400	297,900	344,500	
100	227,200	262,700	298,400	344,800	
101	227,600	263,000	298,800	345,100	
102	228,100	263,200	299,200	345,500	
103	228,700	263,500	299,500	345,900	
104	229,300	263,800	299,800	346,300	
105	229,700	264,000	300,100	346,800	
106	230,200	264,200	300,500	347,200	
107	230,500	264,500	300,900	347,600	
108	230,900	264,700	301,300	348,000	
109	231,100	265,000	301,600	348,500	
110	231,500	265,300	302,000	348,900	
111	232,000	265,600	302,400	349,200	
112	232,400	265,800	302,700	349,500	
113	232,600	266,000	302,900	350,000	
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		

120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

第3条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	132,300	183,600	205,200	231,500	264,200
2	133,200	185,100	206,400	233,100	266,000
3	134,200	186,600	207,800	234,600	267,800
4	135,100	188,000	209,100	236,200	269,900
5	136,100	189,200	210,400	237,600	271,600
6	137,100	190,700	211,800	239,300	273,400
7	138,100	192,100	213,200	240,800	275,200
8	139,100	193,400	214,600	242,400	277,200
9	139,900	194,800	215,900	243,500	279,200
10	140,900	195,800	217,500	245,000	281,200
11	141,900	197,100	219,100	246,600	283,100
12	143,000	198,200	220,500	247,900	285,000
13	143,800	199,400	221,700	249,400	287,000
14	144,800	200,500	223,200	250,800	288,900
15	145,800	201,600	224,700	252,100	290,800
16	146,800	202,700	226,000	253,500	292,600

17	147,900	203,600	226,900	255,000	294,400
18	149,200	204,700	227,600	256,500	296,400
19	150,400	205,700	228,500	258,200	298,500
20	151,600	206,700	229,500	260,000	300,500
21	152,700	207,600	230,300	261,600	302,400
22	153,900	208,700	231,800	263,300	304,500
23	155,100	209,800	233,100	264,900	306,500
24	156,300	210,800	234,200	266,500	308,600
25	157,400	211,700	235,600	268,400	310,300
26	158,900	212,600	236,900	270,200	312,400
27	160,400	213,300	238,200	271,900	314,400
28	161,900	214,200	239,500	273,600	316,400
29	163,300	215,100	240,300	275,300	318,100
30	164,700	216,300	241,500	277,000	320,100
31	166,200	217,300	242,800	278,800	322,200
32	167,700	218,200	243,900	280,300	324,300
33	169,100	218,800	245,000	281,800	325,500
34	170,900	220,000	246,200	283,700	327,500
35	172,700	221,100	247,300	285,500	329,400
36	174,500	222,300	248,500	287,400	331,500
37	176,200	222,800	249,800	289,000	333,400
38	177,900	223,900	250,800	290,700	335,300
39	179,600	225,100	252,100	292,500	337,300
40	181,300	226,100	253,400	294,300	339,200
41	182,800	226,900	254,400	295,800	341,100
42	184,200	228,100	255,600	297,500	343,000
43	185,500	229,100	256,500	299,000	344,800
44	186,900	230,200	257,800	300,600	346,700
45	188,400	231,300	258,600	302,200	348,200
46	189,700	232,200	259,600	303,900	349,600
47	191,100	233,300	260,700	305,500	351,100
48	192,500	234,300	261,600	307,200	352,600
49	193,800	235,300	262,800	308,100	354,200
50	194,900	236,300	263,800	309,600	355,000
51	196,000	237,300	264,900	311,100	356,200
52	197,200	238,300	265,600	312,700	357,200
53	198,300	239,400	266,500	314,300	358,100
54	199,400	240,400	267,600	315,900	359,200
55	200,300	241,100	268,800	317,500	360,100
56	201,400	241,800	270,000	319,000	361,200
57	202,500	242,700	270,800	320,500	362,100

58	203,500	243,600	271,800	321,700	362,800
59	204,500	244,500	272,900	322,900	363,500
60	205,500	245,200	273,900	324,100	364,200
61	206,600	246,000	274,900	324,800	364,600
62	207,500	246,900	276,000	325,700	365,200
63	208,400	247,800	276,800	326,500	365,900
64	209,300	248,700	277,900	327,300	366,600
65	210,000	249,500	278,700	328,200	366,900
66	210,800	250,300	279,500	328,600	367,600
67	211,500	251,100	280,300	329,300	368,300
68	212,300	251,800	281,100	330,100	369,000
69	212,700	252,500	281,700	330,900	369,300
70	213,300	253,100	282,500	331,600	369,900
71	213,600	253,500	283,300	332,300	370,600
72	214,000	253,900	284,000	333,000	371,200
73	214,200	254,100	284,800	333,500	371,500
74	214,600	254,500	285,500	334,100	372,100
75	215,100	255,000	286,300	334,600	372,800
76	215,700	255,500	287,100	335,200	373,400
77	215,900	255,800	287,700	335,500	373,800
78	216,600	256,200	288,200	336,000	374,300
79	217,100	256,700	288,700	336,400	374,900
80	217,600	257,200	289,100	336,900	375,400
81	218,300	257,500	289,500	337,300	375,900
82	218,600	257,800	289,900	337,800	376,500
83	219,200	258,100	290,400	338,300	377,000
84	219,900	258,400	290,900	338,800	377,300
85	220,500	258,600	291,300	339,100	377,700
86	220,900	258,800	291,900	339,500	378,200
87	221,300	259,100	292,500	340,000	378,600
88	222,000	259,400	293,100	340,400	379,000
89	222,500	259,600	293,400	340,700	379,400
90	223,000	259,800	293,900	341,100	379,900
91	223,500	260,200	294,400	341,600	380,300
92	223,900	260,400	294,800	342,000	380,700
93	224,300	260,700	295,200	342,200	381,000
94	224,700	261,100	295,700	342,600	381,500
95	225,100	261,400	296,200	343,100	381,900
96	225,400	261,700	296,700	343,500	382,300
97	225,700	261,900	297,000	343,700	382,600
98	226,200	262,200	297,400	344,100	383,100

99	226,700	262,400	297,900	344,500	383,500
100	227,200	262,700	298,400	344,800	383,900
101	227,600	263,000	298,800	345,100	384,200
102	228,100	263,200	299,200	345,500	
103	228,700	263,500	299,500	345,900	
104	229,300	263,800	299,800	346,300	
105	229,700	264,000	300,100	346,800	
106	230,200	264,200	300,500	347,200	
107	230,500	264,500	300,900	347,600	
108	230,900	264,700	301,300	348,000	
109	231,100	265,000	301,600	348,500	
110	231,500	265,300	302,000	348,900	
111	232,000	265,600	302,400	349,200	
112	232,400	265,800	302,700	349,500	
113	232,600	266,000	302,900	350,000	
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

第4条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 <u>第 8 条の規定に基づき一般職員の例により期末手当基礎額の加算を受けることと定められた職員に係る令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間 (以下「特例期間」という。)の給料月額は、第 3 条から第 6 条までの規定 (以下「第 3 条等の規定」という。)にかかわらず、第 3 条等の規定に基づき定められた額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、第 3 条等の規定により定められた額とする。</u></p> <p>(1) <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間 100 分の 1</u></p> <p>(2) <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間 100 分の 0.5</u> <u>(地域手当の額の特例)</u></p> <p>8 <u>特例期間の地域手当の額は、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき一般職員の例により定められた額から第 3 条等の規定に基づき定められた額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。ただし、他の手当の月額の算出の基礎となる地域手当の月額は、第 8 条の規定に基づき一般職員の例により定められた額とする。</u> <u>(期末手当及び勤勉手当の額の特例)</u></p> <p>9 <u>特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき一般職員の例により定められた額から当該額に 100 分の 3 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～6 (略)</p>

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この規則中第 1 条及び第 2 条の規定は公布の日から、その他の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条及び第 2 条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。  
(昇格時号給対応表の改正に伴う経過措置)
- 3 平成 31 年 4 月 1 日から第 1 条の規定の施行の日 (以下「一部施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第 1 条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則 (以下この項において「改正後の規則」という。)別表第 4 の規定による号給が同条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則 (以下この項において「改正前の規則」という。)別表第 4 の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第 4 の規定にかかわらず、改

正前の規則別表第4の規定による号給とするものとする。

- 4 一部施行日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 5 第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 6 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。